

平成26年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年3月11日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度御宿町一般会計補正予算第6号）

日程第 4 議案第 3号 御宿町企業誘致及び雇用促進に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 4号 御宿町教育振興基金条例の制定について

日程第 6 議案第 5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 7 議案第 6号 御宿町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 8 議案第 7号 御宿町行政改革大綱の策定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君		

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主査	古畑貴子君
------	--------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年になります。

震災により亡くなられた方々のご冥福、また震災に遭われた方々の一日も早い復興をお祈りして、黙禱いたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（中村俊六郎君） 黙禱を終わります。着席ください。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

議長から発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私は元来声が大きいので、できれば執行部のほうも声を大きくして、自信を持って私に説明してもらいたいと思います。いつも私はそばだてて聞いている関係で、なかなか聞きづらい面がありますので、ここは傍聴者もいらっしゃる関係もありまして、どうか声を大きくして、自信を持って発言してもらいたいことを冒頭よりお願い申し上げます。

今日、3月11日、3年前のあの大災害によって多くの方々が亡くなった。そして、また今でも関連死といひまして、いろんな福島県は特に多いらしいんですけども、そういう方々が亡くなっている。そういうとき、またこの3年目ということで、私がこの一般質問をさせていただくことは本当に光栄に思っております。それは、後ほど私が説明しますけれども、天がくださったそういう機会だと私は思っています。

まず初めに、一般質問に入る前にちょっと聞いていただきたいんです。今日、千葉日報に忙人寸語ということですか、読売新聞であれば編集手帳、朝日新聞であれば天声人語、そんな今日にふさわしい一文が載っていましたので、まずこれを私が朗読させていただきたいと思えます。すみません。

「世界を震撼させた東日本大震災からきょうで3年。巨大地震と大津波、原発事故が重なった未曾有の大災害で亡くなった人たちのご冥福をあらためて祈る

発生以来、巨額の復興予算がつぎ込まれているものの、復旧復興のまだ道半ば。家を失い住み慣れた地域を離れての仮設住まいや避難生活を余儀なくされている人たちにとって、3年の歳月は途方もない長い時間と推察する

復興への課題は山積している。予算の使い勝手の悪さ、被災地ニーズに合わない事業も度々問題になる。予算配分や関連事業が被災地ではなく、永田町と官僚目線になっていないか。政府と国会には常にチェックが求められる

本県では津波と液状化被害に加えて、原発事故に伴う農林水産物の出荷停止や風評被害に見舞われた。原発の安全神話が崩壊した中で、与党は再稼働へ歩み出そうとしているが教訓は生かされるのか

復興が遅れる一方で、大震災の風化が懸念されている。「30年以内に70%程度の確率」とされる首都直下地震や南海トラフ地震。自然災害の多い国で暮らしていることを忘れることなく

行政、企業、住民レベルで「次」に備えたい

きょうは旭市をはじめ、各市で追悼式が行われる。千葉県で起きた震災被害を風化することなく後世へ伝えるとともに、地域防災の取り組みが停滞しないように、わたしたちは震災報道を続ける。」と、こういう千葉日報からの貴重な記者の言葉なんですけれども、披露させていただきました。

まず、私事で甚だ申しわけないんですけれども、私の家内も大船渡、おふくろは陸前高田出身です。震災が起こった3月11日、未曾有の災害だったものですから、本当におふくろは大丈夫かな、親戚は大丈夫かなとテレビ報道を間断なく見ていました。それで、前もちょっと話したかもしれませんが、1週間後によくおふくろが生存であるという内陸部のNTTの方から私に電話がありました。とにかく、あなたのおふくろさんが、埼玉と私の御宿に、無事だからということ伝えてほしいと言われてまして、それで私は本当にほっとしたというのがまず第一に感じたことです。

また、以前にもちょっとお話ししたように、携帯電話は全然不通です。いろんな通信機能が全部不能になりました。ただ一つ、また忘れてほしくないのは衛星電話なんです。たまたま私の親族がそういうところに勤めていまして、私に電話をしたんです。おふくろ、大丈夫かと。何で俺に聞くのかなと思ったんですけれども、自分のおふくろなのに、もちろん私のおふくろでもあるんですけれども、東北にいますので、身近にいるところがよくわかるんじゃないかなと思ったんですけれども、そうじゃなくて私に電話が来まして、じゃその電話は何だと聞いたら、衛星電話なんです。衛星電話というのは、ああそうか、宇宙が破壊されない限り通信はできるんだと、そのときまさしく思いました。

この前、日曜日、いすみ市が防災何ですか、教育課長がよく知っているんですけれども、いすみ市が実はいすみ市における防災活動のあり方ということで、岬ふれあい会館で教育関係者の集まりのところで、私もたまたま見ましたので、そこに参加させていただきました。

防災監の内田さんという方が、私はこういう話を内田さんに、講義が終わった後お話ししたんです。内田さん、衛星電話は本当にいいですよ、こういうわけですよと話したら、いや、いすみ市は2台持っていますよと。なるほど、やっぱり自衛官上がりの内田さんは、実践力に即した我々に講義をしてくれました。いつか御宿にもこういうことを皆さんに教えてくださいと言ったら、いすみ市の市長も、いや、御宿だってどこだってみんな行くという形で教育していますよということをおっしゃっていました。

隣のよしみで、隣だけがよくなるのではなくて、やはり一緒に盛り立ててあげていくという

のがいかに関心であるかというのを、本当にいすみ市の防災監もいいことを言ってくれたなと思っています。

私は、5月の連休にようやく行けることになって、初めに女房と息子は、新幹線は通っていません、夜行バスが通るということで、それで夜行バスで東北縦貫道をひたすら私も行ったんですけれども、12時間以上走りました、盛岡からバスで大船渡に入っていったわけです。

私も5月の連休にようやく息子と行けるようになりまして、被災地を回ってきました。私も登山をやっていた関係で、一応のサバイバルというかアウトドアというか、そういうものを全部そろえていきまして、たまたま私の女房の実家は1階まで、まさかそこまで水位が来ると思わなかった、1階までやられちゃいまして、それとあと、2軒先までやられまして、その上はみんな無事だったんですね。そんな関係で行きまして、被災地を登山靴で回ったら、瓦れきの上でも登山靴では歩くことができますので、大船渡駅に行きましたら、駅舎は全部ありません。プラットホームがわずかに残っているだけ。

それで、これは余談ですけれども、岩手銀行もやられているんです。多分、岩手銀行の札束がどんどん流れたんじゃないかなという不純な思いもしたんですけれども、そこを通過して、実は隣の陸前高田、陸前高田というのは千昌夫さんの生誕地です。大船渡は新沼謙治です。陸前高田に、隣の市なんですけれども、レンタカーを無料だから借りて、親戚中をちょっと回ってみようと思って行ったわけです。

私は、大船渡から陸前高田に向かって、陸前高田の町なかを見たときに呆然としました。涙が自然とこぼれてきました。見るだけで涙がこぼれてきました。それは、陸前高田の町なかが見ると平らなんです。あるのはビル、鉄筋コンクリートのビルしかありません。一本松があそこにあるということなんですけれども、一本松を見るよりも市街地がこんなに、誰彼なしに全てを流し尽くした、そういう町を見たときに涙が自然と出て、さらにこんなにひどかった大震災だったんだなと。

私は、それからカーナビで親戚のところを回っていかうとしましたけれども、カーナビが言うことを聞いてくれないんです。あっち方向に親戚のうちがあるのに、別な方向を指してしまうんです。その途中で、大船渡線というのがあるんですけれども、今でも復旧していません。その踏切のところに行きましたら、鉄道の鉄がほとんど見えなく、どこかに流されたんでしょう、ある一部分だけが残って、蛇行しているんですよ。本当にこんな力が、相当のエネルギーがここにかかわったんだなと。

カーナビが私の言うことを聞いてくれないですから、私は私なりにあの方向だなということ

で車を走らせましたら、大体のところにたどり着くことができました、親戚のほうを回ることができました。

親戚も、過去にやはり地震を何回か受けていますので、高いところに造成はしたんですけれども、1階がやられていまして、2階で暮らしていると。ただ、それはまだいいほうなんですね、1階だけやられて2階で暮らせるということ自体が。そのもっと下のところは、もう家屋が転倒しているんです、木造家屋ですから。転倒していまして、おじさん、大変だったね、でも俺ばかりじゃないからなという会話をしたんですけれども、たまたまその上にまたおじさんがいるんですけれども、そこはあと3メートルで被災したと、それもかなり高いところですよ。

そして、私が行きましたら、話しましたら、もう親戚の方が避難してきていまして、私が御宿の誰々ですと言っても全然わかってくれませんが、親戚の方ですから、会ったこともない方で。それが主人は脳梗塞でちょっとわからなくて、その嫁さんのほうが、おばさんが親戚、特に血縁関係が女房とあるんですけれども、その人もたまたま病院に行っていましたので全然わからなくて、後でわかった次第なんです。

その付近の防潮堤も見学してきました。私はもともと物づくりというのが私の専門分野だったものですから、物見遊山ではなくて、どんな構造物が倒れているとか、何かという形で見てきたつもりです。本当に激しかったのは、私より5メートルぐらいすごいコンクリートの塊の擁壁があるんですけれども、それが倒れているんです。それも写真を撮ってきまして、本当にひどい災害だなと思いました。

その前にいとこが亡くなりまして、その心労でその父親も亡くなったんですけれども、そのおじさんはよく私が東北に行きますといろんなところへ連れていってくれました。特に海産物は、向こうは養殖地なものですから、カキ、ホタテ、ワカメ、ホヤ、ウニとか、こういうものが本当にたくさんとれる。さらに、エゾアワビもとれます。

最初におじさんの広田、陸前高田の広田というところに行ったんですけれども、最初に海岸線周りは5メートルぐらいの防潮堤がばっと築かれていまして、極端な話ですけれども万里の長城かなという、海は全然見えません。

大船渡線に乗って陸前高田に行きますと、鉄道は結構高い位置にありますから海は見えるんです。ところが、海岸線に行こうとしたときには、防潮堤が5メートルより高いですから、とてもこの先に浜があるなんというのは全然わからないです。

ところが、私が陸前高田の被災地を見に行ったときには跡形もありませんでした。そんな、防潮堤ってこんなにお金をかけたって全然役に立たないんだな、まあ少しは役に立ったんだと

思いますけれども、後々の検証で役に立ったとは思うんですけれども、でも見た目では役に立たなかったんだなという思いがしました。

それで、大船渡も何回か津波で被災していますので、お寺に行きますといろんな被災の塔があります。特にあそこは、実は湾口が大体600メートルぐらいあるそうなんですけれども、その湾口を縮めると津波の被害が少ないということで、両サイド約600メートルあるんですが、真ん中を開いて両サイドを200メートルぐらい防潮堤をやってあるわけなんですけれども、今回の津波の第1波で全部倒れたそうです。今度は、復旧に幾らかかるという話なんですけれども、復旧で300億円かかるそうです。リアス式ですから、結構水深が深いもので、養殖業者にとってみれば今度は海水が出入りしますから、カキ養殖は今まで種を植えてから3年たたないと出荷できないんですけれども、この湾口が開いたために2年で出荷できると言っていました。要するに、明暗というのはあるんですね。それで、300億円、御宿町の10年分の予算です。それほどお金をかけて今まで進めてきたわけです。

そんなことで、2月28日現在の被災死者が1万5,884人、行方不明者が2,636人、震災関連死が、今日の新聞では3,048人です。福島も含めて、今なお26万人の避難生活者がいるということです。

実はこれが御宿、1703年の元禄津波で一体どれくらい亡くなったかというのが、郷土歴史館が調べたものによりますと、当時の津波は8メートルだと言われています。議長に申しわけないんですけれども、久保で800人亡くなっています。御宿で15人と書いてあるんです。久保と御宿でどう違うのかなと思ったんですけれども、郷土資料館がそのように言っていますので、久保が800人、久保という言葉そのものがくぼ地という意味じゃないかなと、大多喜にも久保というところがあるんですけれども、くぼ地なんですね。一番被災を受けたところなんです。だから、よく土地の字なんかその言葉をもろにあらわしているということで、その土地がどういう土地であるかというのは、字を見ると大体わかると、そういういわれがあるそうです。

だから、もうひとつ教訓としているのは、高山田があるところは、鮫沼という沼があるそうです。この鮫沼は、元禄の津波でサメが泳いできたらしいんです。後のメモリアルを残すために、鮫沼という名前をつけたそうです。それをこの元禄津波、当時人口はどのくらいいたんでしょうか、ちょっとはつきりそれはデータがないですからわからないんですけれども、かなりの被害があったということです。

千葉県では、死者が今回のやつで22人、行方不明2人、負傷者は256人、1万1,000棟の全半壊がある。これほど本当に未曾有な災害で、さて、我が町はこの教訓を生かしてやっぱり備え

をしなければいけないという気持ちで、私はたまたま3.11のこの日に質問させていただきしたので、願ったりかなったりだなという思いがあります。

そして、また町長も、全ては町民のために、災害に強い町づくりをしたいという願いが町長にはあるんです。私も同じ考えです。ですから、今日はこういう亡くなった、とうとい命が失われた3年前、この教訓を生かして、お互い襟を開いて本当にこの教訓を生かすかどうか、私の質問に対して、通常でも真摯に答えてくれているんですけども、さらに真摯に答えていただきたいという願いで、まず質問に入らせていただきます。

昨年10月の台風26号、大雪が2月14日に発生しました。台風26号だと伊豆大島の土砂災害です、これはかなりの大災害でした。あそこは噴火によってできた島ですから、土質的には結構さらさらの土なんです。真砂土という土で、水を浸透させやすい土なんです。我が町は、我が町とは言わずにこの付近の土地は大体が砂地のところと岩があって、その上の表面に粘土土が1メートル、2メートルぐらいで積もっている、そういう土層をなしているわけです。私は、伊豆大島ほどの土砂災害は少なくともそういう土質の違いから見て起こらないだろうなと思っています。

しかしながら、そういう教訓というか、そういうことがあったことに対して、我々は真摯に受けとめなければいけないし、今、地球温暖化なんでしょうか、今年は寒かったり去年は暑かったり、すごく異常気象ですよ。ですから、異常気象を念頭に置いて物事を考えていかないと、今まではよかったけれども、この先大丈夫だという保証なんて一つもありません。

だから、人のふりを見てわが身を直すというんですか、そういうことで自然に対しては謙虚で物事を考えていかないと、自然からはその仕打ちを受けます。ですから、災害に対するためまぬ備え、それを常日ごろから自助、自分自身ですね、公助、地域、公助について持っていかなければ達成できないことは誰しもわかることだと思います。

私は、そういった意味でも、今回は公助という意味で役所がやってくれなければいけない部分というのがあるんです。それを今日問いただそうと思いますので、よろしくをお願いします。

御宿町は、まず台風26号によって町道2路線が通行止になりました。また、最近の話では、河川災害が3カ所あったということでお聞きしています。それは準用河川ということだと思うんですけども、その2路線については町道2151号、町道010号線の2カ所であった。

まず、台風26号による2路線の通行止期間、それは何日なんですか、課長、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申し訳ございません、通行止の期間につきましてはちょっと

今、手元に資料がございませんで、後ほどお知らせしたいと思います。すみません。

○5番（土井茂夫君） わかりました。では、それは後ほど聞きます。

では、2月14日の大雪、じゃ、これもわからないということですね。2151号線、同じ路線が2つ、もう一つ追加されたのは010号線、七本から部原の、これが通行止になりました。多分3路線だと私は理解しているんですけども、それらも後ほどですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 2月中には通行止のほうは解除になってございます。

○5番（土井茂夫君） いや、だから通行止期間。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 期間、当日から2月下旬までということで通行止をしてございます。

○5番（土井茂夫君） 下旬とは何日ですか。下旬なんて曖昧なんですよ。だから、私はそれを言いたいんですけども、何日ですか。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません、日にちのほうも含めまして後で。

○5番（土井茂夫君） そういうことで、私が思ったことは、まず建設環境課長に聞きます、次の質問です。

道路は誰のためにあるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 道路を利用される町民を含めまして、道路を利用される方のためにございます。

○5番（土井茂夫君） それなら結構です。要は、道路は町が管理するんじゃなく、管理させてもらうという気持ちがなければいけないわけですよ、町民の財産ですから。その認識が私は甘いんじゃないかなと思うんです。

それは、交通機関がむやみに長期間にわたって欠けるということは、町民の利便性を失うわけですよ。それは、町の予算は減らせる部分はあると思います。全体の予算を考えてください。そこに行けないために、損失が大きいんですよ。

じゃ、一体幾らだといえ、私は住民意識調査や何かをしないとわからないんですけども、そういうことを自分が管理しているからそうしてしまうというような意識の持ち方だとしたら、これは失格ですよ。町民のための道路、町長の町民のために、まさしくこれなんです、全て町民のために。この意識で物事を進めてもらわないと、町民が困るんです。

ですから、私も台風26号の通行止に関して、現場も見に行きました。老朽化対策についての

現場も見に行きました。甚だ残念だったことは、大雪による災害のときに、確かに倒木はいっぱいありました。NTT線、東電線にかかったと思います。それで、15日に私は現場を見に行きました。15日は土曜日です。重機が何も動いていないんですよ。自分たちが休みだから通行止をかけるんですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 町道の倒木等の被害につきましては、電線等を巻き込むような被害が生じた場合は、東電のほうの処理をお待ちするようなこともございまして、道路上の倒木につきましては早急に撤去をいたしました。そういった上空の危険性があるということで通行止が長引くようなことがございました。

○5番（土井茂夫君） つまり、他機関によるやつは手をつけられない。今後は他機関との協定を結んでください。私は土曜日、日曜日は仕事をやらない、そうじゃないんです。早く復旧して、その分代休をもらってくださいよ、代休。それでいいんですから。それが町民のためですよ。そのぐらい町民のためと思うような行動で示さないとだめということなんですよ。全部できないのはわかります、これは他機関だと。それを今度は反省を込めて、次はどうしたらできるのかを、あれでもこの機関がだめだと言うからだめなんですと言っていたら、ほかの機関のせいになっているだけなんですよ。次はそうしないようにしてください。

それで、私はこのことでいろいろ考えたんですけども、まず台風26号によって2路線が通行止。大雪対策でも2路線がまた含まれて、2路線が通行止。もう一つ追加されたんです。これは何ですか。

通行止を解除する工事を、倒木等なりいろんな土砂の撤去、それは第1次復旧としては、通さなければいけないからそれは当然です。その次にやるべきことがあるんじゃないですか、その次に。また同じ、台風26号によって通行止、また大雪で通行止。2路線が同じようにかぶっているんです。いつまでたっても、この次に例えば雨が降れば、この2路線は私が見る限りはずっと通行止ですよ。あなたはどういうことを考えているのか、ちょっと教えてください。どうしたら次にこの2路線が通行止にならないように、また追加された七本部原線で、次にこういう倒木か何かで通行止にならない反省を込めて、先手先手を打つべきなんですよ。それについてあなたはどうか考えているのか、教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、通行止の発生の状況でございますけれども、土砂崩れ等が発生して、土地の関係ですとか、そういったところの土地の所有形態、こういったものを

考慮しながら、関係機関と協議しながら検討を進めてまいりたいと思います。

また、倒木につきましては被害軽減ということで、日常管理の啓発というものも必要になってくると考えております。定期的にお知らせ板等では日常管理についてお知らせをしているところがございますけれども、今後、地元行政区と意見交換をしながら、土地の所有者の皆様にご日常の管理についてもお伝えしてまいりたいと思います。

○5番（土井茂夫君） わかりました。

それで、この2路線につきましては、過去に、ただ1つの路線は御宿台の配水池から実谷のキャンプ地に抜けるトンネルの先なんです。これは、多分このままにしておくともたまたま同じことが起こります。それはもう歴然としています。

次に起こさないために、今あなたはソフト的な面で言いました、地主さんに協力してもらおう。それも必要でしょう。それで、もう一歩進まなければ、こちら側から災害が起きて、それを防ぐ、防御する、人命を守る、そういう対策をしなければいけないんですよ、それがあなたには抜けているんです。

橋本五郎先生がこの前来ましたけれども、地球よりも命のほうが重いと福田総理大臣が言ったそうです。やっぱりそうなんです。一人一人の命を助けるのは、公助の面で頑張ってもらわなければいけないんですよ。わかるでしょう。

だから、あれは道路災害ではないでしょう。予算がないんだったら、町に予算要望すればいいじゃないですか、財政課長のほうに。切られるんだったら、我々はもう許せない、じゃどう守るのかと言いたい。予算要求したんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今回、通行止等になった箇所につきましては、土井議員さんご指摘のとおり、現場の状況を確認して、今後とるべき対応等について、検討していきたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） あなたのそういう発言だと、また老婆心ながらもう一つ言います。

梅雨時を迎えると、大雨が絶対来ますよ。その前に措置するような方策ってあるんでしょう、予算的には。予備費だってあるでしょう。そういうのをつぎ込んでもらいたいんだよ。やれる範囲でどんどんやっていかないと、そのようにしていかないといつまでたっても同じことを繰り返すだけ。災害は2度と起こさないようにしなきゃいけないわけです。そういう努力をやりしてもらいたいんですよ。

それに関してまだ言うのは、実は先ほど教育課長とたまたま日曜日に行ったときに、いすみ

市はいいことやるなと思って、そのうちやるんでしょうね、Jアラートって。私もいすみ市には一応ふだんは過ごしていますから、食堂とか何かを見ますとJアラートが、こういうマークがあってやればできると、何とかできたんです。

今、Jアラートで千葉県の方からの防災メールは来るし、千葉市あるいはいすみ市からもメールが来るんです。どこどこで何があった、火事があった、何があったと来るんです。

我が御宿町はやるそうなんですけれども、実は私がびっくりしたのは、ほぼ全ての地方公共団体がJアラートの受信機を整備しているというんです。1,742団体中1,730団体がJアラートの受信機を整備しているというんです。えっ、御宿町はないのかと、本当にそれは思いました。

通行止がどこにあるのか、火事がどこにあったのか、こういうものをあらゆる情報を伝えていくというのが公助の役だと思うんです。それを、今の最新機器を、伝達機器、フルに使っていかないと、皆さんに通行止とか何かが行き届かないんです。いつ幾日まで通行止だよ、解除したよとか何かがですね。

もちろん、携帯、スマホ、何かほかの、もちろんよく防災無線でやっていますね。それだけではやっぱり伝わり方がある範囲に限られてしまうわけです。それで聞こえなかったとか何とか、年寄りが多いですから、聞こえなかったというのが結構いるんですよね。年寄りでも御宿町では結構携帯を持っているんです。携帯の使い方もすごく知っているんです。そういう人にだったらこれでやったほうが、聞こえなくても目で文字が見えますから。災害に際してこれが本当に必要だなと、こういうものをいすみ市はやっています。危機管理監がいると、進んでやってくれているんだなというのが実際の感想です。

それには、あと時間がこのぐらい、ただ、2つだけ問題点を言っておきたいんですけれども、国土調査に基づく地籍調査、それは瞬時にどこの所有者というのがわかっちゃうんですよ。それは、ちょっとこれは関連する、議長、いいですか。関連する話ですけれども、長生郡市は結構もう進めて来ています。やはり我が町も、25キロ平米しかないところですから、災害時に誰の所有したか、誰か瞬時にわかるんです。どうもすみません、電話して、木が倒木したけれどもお願いします、誰か、我々切りますとか、そういう迅速さが今求められているんです。これを整備していく、これはすごく、後々の財産になると思います。我々が亡くなってから多分整備が終わるのかなと思うぐらい長期にかかるかもしれないけれども、でも子孫に残していくということはすごい大事なことだと思います。

あわせて、もう一つ言うのは、災害協定を町の建設業者さんと結んでおくということです。マンパワーがやはり必要なんですよ。マンパワープラスでパワーショベルのパワーですよ、機

械のパワーです。それがなきゃできないんですよ。危険なんですよ。職員だけで行って、あの木を切ってしまうなんていったって、それは小さな木は切れますよ。大きな木になったらそれなりの道具を持っていかないと切れない、危険なんです。

だから、そういう今回のこの教訓も生かして、町の建設業者と災害協定を結んで、幹事の会社に一言電話をする。こういうところで起こっているみたい、全部パトロールしてください、一斉にパトロールしてくれます。どこそこのどこが、それを集中的にやりましょう。人手がないところは、じゃ、余所のところから来てもらうような協力体制をやるということが私は大事だと思います。

ぜひとも、災害協定を結んでいくのが町民のためなんです。金がかかるわけではないんです、協定を結ぶだけですから、その協定書をつくるだけですから。ここはほかの町でもやっています。いいところはまねをしないと、まねでいいですよ、まねで。いいところはみんなまねちゃう、それがまず大事じゃないかなと私は思います。

では、台風26号、大雪対策については以上です。

次に、2番目の問題としまして、普通河川清水川の洪水対策。これも久保なんでしょうね、久保が一番洪水に、床上浸水とか何かに見舞われるところなんでしょうね。先ほど話した800人が亡くなったというのは、そういう意味合いもあるんだと私は思うんですけども、この問題については、そこで雨のたびに不安がって、夜も寝られない方がいっぱいいらっしゃるんですよ。その声を本当に聞いてもらいたい。私は一議員で、そういうことを受けて、その人たちの代弁者になろうと思っていますから、声を大きくして代弁者になろうと思っています、常日ごろから思っています。

そういうのを我が町から一人でも、一世帯でもなくすような方策はどういう方法がいいのか、こう言われても、みんな執行部もあわせて認識をしていただいて、共有しながら解決していくということが本当に大事ではないかなと思っています。

それで、まず1つ聞きます。この前の台風26号の次、27号のときだったですか、避難所を中学校に開設したと、いち早く開設したと、これはよそのこともいいことをまねしてすぐやったと、私は本当に率直に喜んでます。

その中で、ここの避難所にどういう地区の方が何人避難してきたか、この情報は本当の真の情報なんです。そういう人たちが困っているんだなということなんです。うちはどうなっているかわかりません。ということは、ではあなたは何で困っている、こんなときは水が出て困るんですよ、当然そういう話でしょう。そこがじゃどこなんだ、じゃその区域なんだと、雨

が降ったときに見に行ってくださいよ、一発でわかりますから。車高の高い車で行けば、つかりませんから。そのところへ見に行くんですよ。自分の目で確かめるんです。そうしますと、その人たちの苦しみがわかるんです。

ですから、台風26号か27号か、ちょっと私は記憶にとどめていないんですけれども、たしかそのころだったんですけれども、一体どういう世帯のどこの誰、誰までは要りませんけれども、どこの地区の人がそこに避難してきたか、それを追跡調査してくださいよ。どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問の台風26号、これは10月15日から16日にかけて、また台風27号は10月25日から26日にかけて、自主避難を御宿中学校体育館で行いました。当日、2時に課長会議を開いて、今後の対応ということで、6時半から開設するというので防災無線を鳴らしております。

台風26号については11名の方が自主避難をされております。行政区ごとに申し上げますと、浜で1名、久保で4名、新町で3名、岩和田から3名、この11名の方が自主避難をされております。また、台風27号、10月25日から26日でございますが、このときは7名の方が同じく御宿中学校体育館に自主避難をされておまして、このときは新町が3名、浜1名、久保1名、六軒町1名、岩和田1名の状況になっております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私のほうは避難所の施設の担当でございましたので、直接お話を伺いましたけれども、多くの方、一人住まいの方がやっぱりばたばた音がしたりして怖いということで避難されてきた方が多うございました。そのために、地区が岩和田地区であったり新町地区であったりというように分かれていました。

ただ、家族で来られた方は久保が1組と、ご夫婦で来られた方が、新町で1組いらっしゃいましたけれども、それ以外の方はほとんどの方がお一人住まいで、怖いというようなお話はされておりました。

以上です。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

それで、たしか風が強かったですかね。それは、お一人でいるということは不安だと思えますよね。その気持ちは本当に、そういうときは本当に大変だなと思えます。

もちろん、風による被害というのが、最近では竜巻の被害がいっぱい発生していますので、今回はそういう風の強いということも、高齢者がとにかく62%、御宿台、昨日も言っていまし

たね、40何%の高齢化率、どんどん進むということですから、それは自分の母親、父親だと思って、そういう温かい目で、多賀課長が行ってやってくれるのもわかりますけれども、今後とも自分の親だと、祖父だ、祖母だというような温かい気持ちで、これからも続けてもらいたいと思います。

その浸水対策については、これで久保とか新町があったよと、今度はだからそういうところが危険なんだということを踏まえて、行政のほうに生かしていってほしい。

それでは、次の質問に移ります。

普通河川清水川治水対策設計検討書を私は見せてもらいました。確かに久保地区のあの辺は浸水がたび重なって起こっているそうです。その原因は、私から見るとか世間一般に言われているように、都市化の現象だなど。やはり矢田団地が、あそこはかつては農地でしたから、その農地が宅地になるということは雨の流出等もふえるし、その辺で都市計画的にもっとあそこを規制していけばよかったなというのは、本当に今で思うと反省です。

今後はあそこはもう規制にして、宅地は増やさないというような気持ちでないと、茂原市みたいに一宮川をあられだけ川幅を広げても、今回の台風26号で床上浸水で騒がれていました。やはりそれは都市化による影響なんですよ。

ですから、今ここで起こったことをどうのこうの言ってもしょうがないですけども、我が町はそういう、茂原市もそういうことはありますので、今後は都市計画的にそこを規制して、極力家は建てさせないというような、土地利用計画というのがありますので、そういうことで法の規制を持っていかなければいけないんじゃないかなと私は思います。

それで、清水川の治水対策、これは原因はそうだなとは思って、一応検討書の中で1つの解決策をここで述べています。これは平成24年度に実施したということで、私も逐次読ませてもらいまして、そうだよなというのが私の率直な気持ちです。

それで、一体じゃ、このプランは立てたけれども、なぜ実行に移してくれないかなと思うんです。理屈だけでは洪水は治まらないんです。やっぱりハードの面もやっていかないと、そんなのやったって金の無駄遣い、次に進まないものでは無駄遣いなんです。これをどうしても生かすためにやったはずなんです、次につなげてもらわないと。

25年度にこういう対策のことは一体何をやったのか、私は問い正したいです。災害を受けている人は、間断なくずっと精神的に悩んでいるんですよ。1年も2年も休まれても困るんですよ、せっかく金をかけたのに。金、500万円とか何かかかっているんじゃないですか、ちょっとそれはあれしても、無駄金を水に流さないでほしいんです。これは25年度には何もやら

なかったんですね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 25年度中の対外交渉ということでございますけれども、こちらの清水川、河口から2級河川となっていることから、現況調査を県にご相談させていただいたことがございます。現況調査の中では、将来的な対応として清水川が蛇行する箇所改良、こちらのほう多額の事業費となっております。そのほかにも当面の対策として、上流域の宅地からの排水改良という事業も提案されてございます。この辺で実現可能な事業を検討いたしまして、事業化の調整を今後進めてまいりたいと考えております。

また、25年度中は現状の排水路、道路側溝でございますけれども、こちらのほうコンクリート製のグレーチングにふたを26枚交換いたしまして、路上排水の改良を図ったところでございます。

以降、こちらの事業については、総合計画のほうには記載はございますが、後期アクションプランへの事業提案に向けて調整を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（土井茂夫君） せっかく今、課長からそういう話がありましたけれども、物事は、水って下流から直さなきゃいけないんですよ。上がどんどん流したら、下流側の人は水が溢れるんです。そんな無駄なことをやってはだめですよ。水の流れをよく考えてください。下流域を整備して、上流をどんどん直していくんですよ。上流を直したってだめなんです。下流の排水をよくして下流側に流すように、2級河川清水川に流すように、スムーズに流すことをまず優先的にやって、それから上流ですよ。本末転倒なことをしているの、基本だよ、これは。

それで、一般的にこういうものをつくる際には、関係機関と相談して、成案ができるのはこれなんですよ。つくってしまって、また許可権者と話し合うのか。この内容が全部べたべたに直さなきゃいけないんだよ。

通常やり方は、許可権者とみんな話して成案をつくるの、それが実効性ある検討書なの。それをつくりました、一方的につくりました、許可権者とまたやるなんて、こんな無駄なことをやっちゃ困るんだよ。一向に進まないじゃないですか。

それで、25年度は予備調査も入れていないでしょう。どこの通路を下流域に流していくか、そんな予算も全然とっていないじゃないですか。それは一つには、アクションプランにも載っていないかった。誰がアクションプランにこれを載せないようにしたんですか、これを、大事な洪水対策を。アクションプランの第4次町総合計画の中になぜ入れなかったんですか。

だから、できないなんて言ったら、アクションプランなんてときには漏れたら漏れたで、町長に話して、財政課長と総務課長なんか話して、これが漏れちゃったんだけど、後から追加していいですか。3人が今だめと言いますか。だめならだめでいいんだけど、でもそういうことではないでしょう。あなただけを責めたくはないんですけれども、あなたは担当者だから、私はほかの人に成りかわって言っているんですからね。

いいですか、それはアクションプランに、町長、これは載せてもらわないと困るんですよ。町長の一存でアクションプランに載るんです。どうですか、町長、今のことについて。これは大事な問題だから、町長に答えてもらいたいです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 清水川の関係する洪水対策、これは以前から非常に問題になっておりまして、いろいろ調査も行ったところでございますので、そういったことに基づきまして、ご意見、ご提案を十分に検討しますので、よろしく申し上げます。

○5番（土井茂夫君） 町長からそういう前向きな発言をもらいましたので、それに沿って一日も早く実行に移せるように、お金がないと実行に移せません。職員だけでちょっと直すようなものではありません。

そういうことを、まず予備調査から始まって、本体工事までに至る、それは年数がかかるでしょう。用地買収もしなきゃいけないんですよ。かかるけれども、早く着手してもらわないと、いつまでたってもずっと待ち続けなければいけないんですよ。そういう待っている人のことをよくよく考えてもらいたい。

やっぱりプランだけではないんですよ、ドゥーなんです、行動、DO。プランじゃないの、プランは確かに大事、方針を決めることだから。プランが決まったら、一目散にドゥーですよ。そうしてもらわないと、洪水対策はいつまでたっても進まなく、住民も不安の中で暮らしてもらわなきゃいけない。自助、共助、公助の中で、公助しかできないんですよ、それを念頭に思ってもらいたい。

それに関連して、もう一つ質問いきます。

結局、この提案書によると、ある久保の区域1つだけ、線路の向こう側の海側が抜けているんですよ。あっちも洪水で悩んでいる人がいるんですよ。この提案書を見ると間違っているんですよ。裾無川にみんな流すような感じになっている。実際は清水川に流れてくるんですよ。

それもやっぱり住民のそういう悩み、苦情、いろんなことを聞いて対処していかないと落としちゃうんですよ。そういう人たちはいつかやってくれるだろうな、でもほとんど諦めていま

すよ。いつまでたってもやってくれないな、そういう行政に対する不信感、もう何も協力するものかというような形になっていっちゃう。そうじゃないでしょう、みんなが共同でやっぴかなきゃいけないでしょう。まして、税金を預かっているんでしょう、そういう人たちに。バランスはありますよ、私が言うのは、高齢化社会も、バランスはある、バランスの仕方はあるから、でも無視してはできないことだと思う。

ぜひとも、これは海側の洪水対策も今、片手落ちなもので、これを早くこっちと同じ流域ですから、だから検討してくださいよ、よろしいですか。

私が言ったら発言してくださいよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の箇所、JR線路海側の流域の関係は、ご指摘のとおりこの評価の中に詳細な評価は入ってございませんので、今後評価の中に加えながら検討していきたいと思ひます。

○5番（土井茂夫君） 最後に、この件は……

○議長（中村俊六郎君） 土井議員、質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時28分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時42分）

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） では、引き続き、先ほどの話の最後は、皆さん何を望んでいるかという、今度どういう整備計画を立てていますという、要はアクションプランですよ。そういうものが今、私が話した中でどういう方向づけをして、こういうタイムスケジュールでやっぴきますと、そういうプランがあると住民も我慢もできるんですよ。何もないままで、検討します、やれ、どこだっけかな、いつまでやればいいのかとなってしまう。

だから、そういうものを、建設に対しては予算もあるかもしれないけれども、1つのアウトプランとして、タイムスケジュールを持って進めるということが、いかに住民を安心させるかの1つのコツだと思いますよ。

そのように、私が先ほど話した点についてはそれを踏まえて、建設産業委員会のほうにも図っていただきたいと思ひますので。

次に移ります。

避難路の整備について。

この大震災、釜石の奇跡というのがありまして、やっぱり常日ごろ釜石は津波の備えをしていたということをいろいろ新聞報道、またこの前の、くどいようですけれども、3月9日のいすみ市の防災活動のあり方についてもそのように言っていました。

その中で、いろんな問題点があると思います。ただ、今回は避難路を整備しなきゃいけないんじゃないのというような、そんな素朴な質問かもしれませんが、これについて質問します。

まず、各区から避難路の要望箇所、それを執行部は各区長さん、区長会のほうに働きかけて選定してもらったと。身近に使うのが地区の方々ですから、それは皆さんからの区の会議か何かで、あそこをつくってほしい、ここをつくってやってほしいけれども、もっともここはいいんじゃないのという形で決まっていたと思うんです。

浜とか須賀とか六軒町ですか、何件か要望が出てきたと、今後それを進めていきたいということをお前は聞いています。それで、その進め方なんですけれども、ある程度のスパンをもって整理をしないと、いつ来るかわからないです。いつ来るからということであれば、さっと逃げられるんですけども、いつ来るかわからないから不安だと思うんです。それもいろんな財政的な負担というのが伴うので、一概に早くやってくれと言っても、問題があると思います。ただ、それはそういうことで教訓というのがありますので、速やかにやるというのが基本だとは思っています。

要は、この件について要望箇所が上がってきたと、どういう整備手法でやっていくのか、その辺を答えてもらえませんか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問のように、災害時に、特に住民の皆さんが津波避難するときには避難路が混雑することや、地域によっては海に平行に移動しなければならないということが想定されます。住民の皆さんが安全な場所に即時移動できるように、各地域に点在する高台へ続く、里道、赤道ですね、これについて避難路として整備するための要望調査を、昨年6月の区長会へ依頼いたしました。

結果、須賀区で4路線、浜区で2路線、六軒町で1路線の7つの赤道を避難路として整備したいという要望がございました。

場所的には、浜は今の妙音寺さんの脇から御宿台に抜ける道が1つ、それと浜の谷から高台

へ抜ける道が1つ、須賀については、役場に上がってくる、御宿台へ抜ける、それが4つです。それと六軒町については、岩和田との境のお寺の脇から、今で言いますと千葉工大の駐車場があるところの脇赤道がございますので、これについて要望がございました。

町議会でも以前視察されたということを聞いておりますけれども、昨年11月に区長会で、長野県下条村で、協働の町づくりの視察をさせていただいております。これを踏まえまして、26年度の避難路の整備については整備の協力をいただける区から町と協働で、自主防災組織や住民の皆さんと協働で下草刈りや路面の整地等を実施したいと考えておりまして、26年度の予算要求をしております。

この4月で区役員さんの改選がございますので、そのままで再度ご協力いただけるところから要望をとって、場合によっては今、土井議員がおっしゃられたように、時間の問題もありますので、補正を追加して、協力しながらやっていきたいというふうに考えております。

また、これにあわせて、ボランティアの皆さんのご協力をいただいて整備したというのは過去に実績がございますので、この辺についても状況を見て判断してご協力いただきたいというふうに考えております。

また、整備後は当然、町もそうですが地元の自主防災組織、消防団のご協力をいただいて、草刈り等、維持管理をしてまいりたいというふうには考えております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

そのように、早く着手して、いろんな障害あると思います。そういう形で意義を感じている方、御宿台にも結構いらっしゃいます。そういうのに参加して、1つでも防災機能の高い御宿町にしたいというような方々も結構いらっしゃいます。そういう方の力もかりて進めて、よりよい方向というか、マンパワーが足らなかったら請負とか何かかけて、今の方法でスピード感を持ってやってもらいたいと思います。

それはそれで、次に移ります。

次は、避難ビルの指定ということで、実は皆さんも、こういう御宿ハザードマップ、平成25年3月改訂版ができました。これを見て、特に地曳橋の周辺にマンションが6棟ございます。今現在、この2棟が避難ビルです。あと、4棟はどうなのかなという素朴な質問を思うわけです、いろいろ問題があるんだろうと。

私なりに調べまして、こういうことなのかなと思いながら、だめなのかどうかちょっと検討しましたので、まず6棟のうち2棟、実数というものをつかみたいんですけども、特に例えば夏季に海水浴客が来る。海水浴客を、じゃどこに誘導しますかとなると、手っ取り早いのが

あのマンションです。ほかに逃げるとなると、ほかにも浜地区、御宿台、六軒町、サンドスキー場とありますけれども、御宿平野とは呼ばないですけれども、一つの平野ですよ、平野。

ですから、それなりのそういう高台に逃げるには、時間を要するわけですよ。今、セットしている中で、いろんな地震のケースがあるということでは言われています。10分以内に逃げなきゃいけないとか、あの地震だと60分でもいいところですね、そんな形でなっている。少なくとも元禄地震は6分以内で逃げなきゃいけない。そうすると、どうしてもそういう津波が来たときには場所が限られちゃうと思います。少なくとも地曳橋周辺の避難ビルしかないかなど。

さらに、そう考えたら避難棟というんですか、旭市が2棟建てました。8メートル用と10メートル用、1棟が約3,000万円ちょっとですね。100人収容できるそうですけれども、そういうことも視野に本当は入れていかないと、海水浴客の安心・安全は得られないんだと思います。

ただ、私は財源に限りがあるということ踏まえたと、少なくとも今自分たちができることは、この避難ビルを、6棟ある中を全部避難ビルにしていくことがまず先決じゃないか。あとは、足りないというようなシミュレーションが仮にありましたら、避難棟とか何かという形でまた考えて、並行しながら考えていかなきゃいけないんだなと思います。

それで、この避難ビル1棟当たり収容人数は何人ぐらいなのかなど、今2棟ありますね、1棟当たり何人ぐらいあるか、ちょっとその辺はどういう計画でいるかということをお教えいただけますか。膨大に収容できるんだしたら、あと指定しなくても構わないんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） おっしゃるとおり、避難ビルは今、町内全体で全部で7棟締結しておりますけれども、地曳橋付近に6棟あるうち2棟が行っております。これについては、1棟が534人、もう1棟が574人ありました。これが収容人員です。

○5番（土井茂夫君） それで、結局、収容人数はそうにわかりましたけれども、避難する人たちの心理、どういう心理が働くかといいますと、混乱していますので、我先にと避難ビルに避難すると思います。子供たちやお年寄りの方は、みんな弱者で後になっちゃうとは思いますが、それは、そういう形でやってくればありがたいんですけれども、一般的にはそうだと思います。

どこが、ここが避難ビルだ、これはいいよ、ああ、これはだめだという、対外的な、来た方は最初からそういうアナウンスをしなければ、少なくとも初めて来た方なんていうのは、どこに逃げていいか、ああ、これだって、じゃラッキーなんて方もいらっしゃるかもしれないけれども、私はあの6棟を何とか避難ビル指定にしていってもらいたい。それは先ほど話したよう

に、くどいようですけれども、避難者がどこでも逃げられる形にしていくことが、1人でも多くの命を助けるんだと思います。

それで、6棟のうち2棟がもう既にやっていただいて、それは本当にその方にありがたいなと思いますけれども、あと2棟は、実は2棟が昭和56年6月1日以降の建築確認を受けたところ、これはもう新耐震基準で、今考えられている地震に対しても転倒しないよということを言われています。それが2棟ございます。もう2棟がいわゆる新耐震基準ではなくて、旧耐震基準でありますので、転倒するかもしれないということで、県のほうはわかっているそうです。

それで、あと2棟、2棟、それぞれ問題があると思います。2棟はまずはストレートに耐震基準が守られているマンションなものですから、ここはどこがどういう点が避難ビルに適さないのか、それは今まで交渉はしたと思うんですけれども、それを何とかほどこいて、我々も避難棟をつくるのが3,000万円かかるわけですよ、100人収容するだけでも。

そういうことを考えたら、何かの補助、例えばよく聞くのは、裏側から鍵がかかっているからだめなんですよということもあるそうです。今、緊急時にはその箱を壊して外から階段を上がれるような方法もあるそうなんですよ、壊しちゃって上がれるような。それは壊したときには警報が鳴るそうです。通常いたずらしたら警報が鳴りますから、それはもう犯罪行為ですから、これは警察に取り締まってもらうしかないです。そういう方法もあるそうです。

例えば、それが内鍵で、うちのほうはこれやっちゃいましたからできないんですよといったら、これ幾ら値段かかるのか私はわかりませんが、3,000万円かかるといったら、私は単純に考えて避難棟を建てたほうが良いと思います。それがこの値段だったらということもあると思うんですよ。それは、ただで非常時に町民の方がそこに避難して使わせてもらうんですから、民間感覚としてはそういうのは直しちゃったって、ただで使わせてもらうんですからいいじゃないですか、誰が批判来るのかなとは思いますが。

そのぐらいの一步を踏み込んで、そういうことであれば、ほかの理由だったらちょっとわからないですけれども、私はそういういろんな問題、いわゆるハード的な問題、いろんな問題があると思いますけれども、その辺を今後解決して、1棟でも多く避難ビルにしてもらいたい。

続いて、もう一つの2棟は旧耐震基準ですから、マグニチュード8、9クラスではとても対応できないと言われてしています。ましてや、賃貸マンションではなくて分譲マンションは今の耐震基準の関係で、対策をやらなきゃいけないというわけではないんですよ。努力目標なんです。やったらいいよね。ところが、御宿町は全部分譲マンションなんです。ですから、やってくれよというわけにもいかないわけです。

それも、先ほど話したように、安心・安全な町づくりを目指すためには何とか1つずつ努力して、新耐震基準になるように、町も補助制度を設けてやってもおかしくないんじゃないかなと、そんなふうに私は考えています。

そういうことでひとつ、財政支出はあるんだけど、私は必要最小限でこういうこともできるんじゃないかなと思っています。

さらに、岩和田地区には千葉工大のセミナーハウス、これはもう新耐震基準ですね。電設健保、これも新耐震基準です。こういうところも、砂山のサンドスキーができました。年寄りたちはあの寒い、例えばいろんな条件、最悪な条件を避難者に対して考えてやらなきゃいけないです。そのときにやっぱりお年寄り、子供たちに風をしのげる、そういうところを避難ビルとして用意しておくのは、備えあれば憂いなしで、それをたゆまなく働きかけていく、これが必要ではないかなと思うんです。

さらに、須賀ですか、海の宿というのは浜ですか、その辺がちょっと私はわかりませんが、海の宿は昔はニーハイと言われましたね、その建物は昭和56年以前だと思いますけれども、先ほど話したように、ここでも鉄筋コンクリートの建物なわけです。くどいようですが、私もさっきは、陸前高田で見たのは一番頑丈なのは鉄筋コンクリートの建物なんです。鉄骨づくりは壁がみんなやられちゃうんですね。ある以上はあれですけど、鉄筋コンクリートの建物のほうが強いということが証明されたわけです。それから海の宿、あの隣にサランテラスがございますね。これも御宿にはそういう高い建物がないですから、これも引き続いて検討していつてもらいたい。その辺どうですか、一言。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、清水川付近のマンション、おっしゃるように6棟あるうち2棟と協定を結んでおりまして、残り4棟のうち2棟については耐震基準にそぐわないという状況でございます。

残り2棟については、当時の協定を結べない理由としまして、非常階段の老朽化や夜間に管理人がいないという状況であったと聞いております。うち1棟については、今月に入り、管理組合の代表の方へ町の考えを示して、引き続き協力いただけるようお願いをしたところでございます。

今後、4階以上を対象としていますけれども、面積とか何か、そういった、さっきの何人避難ができるというの、廊下とか共用部分の中で一定の面積で、4階以上の部分で割り出していますけれども、もう1棟についてもご協力いただけるようお願いしてまいりたいと思いま

す。

また、岩和田の2カ所、高台の民間の施設でございますが、一時避難ビルにあたらないということの中では、当時の理由として施設が宿泊業としての施設であるため、災害発生時にも宿泊客が滞在しているときにサービスの提供はできないという問題があるということでありましたけれども、協定はありませんけれども、人道的支援の観点では、いざ地元の住民の方が困っている場合には、援助、支援、協力いただけるものと考えております。

また、千葉工業大学セミナーハウスについては、今後、町と千葉工業大学がいろいろな協定を結ぼうという話はいただいておりますので、まだそこまでには至っておりませんが、今後そういった中でも災害時の協定について協議を進めてまいりたいと思っております。

浜の近くにビルがあるということでございまして、それについても今後検討はしてみたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） 時間も迫っているので、次の水たまりゼロプロジェクトについて。

私は、この水たまりゼロプロジェクトってすごくいい政策だなと、正直思いました。特に厳冬期、冬の寒いとき、ちょうど夕方に雨が降って水たまりができて、夜すごく寒いときってあるんですね。朝、その水たまりが凍るんですよ。凍ったために、そこで転倒する方がいらっしゃるんです。その氷が透明なんです。白くなくて透明なものですから、すごく危険なんです。そういう水たまりを解消すれば、解消できるという意味でいいプロジェクトだなと思いました。

ただ、どのように執行部はこれをどういう、水たまり解消の手法、どういう方法でそれを解消していくのか、その辺を私は聞きたいんです。まずお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、水たまりゼロプロジェクトについてご説明させていただきます。

水たまりゼロプロジェクトにつきましては、道路点検を行いながら、小さなものについてはアスファルト合材にてその都度補修を行っております。また、降雨等の確認で大きな水たまりが生じている箇所につきましては、現場の状況を確認しまして、排水のための溝を切るなどの対応をさせていただいております。

地区からの要望等については、可能な箇所から適時可能な限り対応し、その結果を行政区にお伝えしているところでございます。

比較的大きな水たまりのところでございますけれども、町内に何カ所かございますが、簡易な方法ではなかなか解消できないために、現場を確認した上で通学路、観光施設周辺、交通量

等によりまして優先順位を決めながら、計画的に解消を図ってまいりたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） 要は、執行部の職員でいろいろ探してやっていくという方法ですか。

私は、これだけ路線数も長いし、目配りをできるかといったらなかなか大変じゃないかなと思うんです。これは行政区の土木員という方がいらっしゃるんです。もう逐次そういった箇所は皆さんわかっていると思います。いろんな要望が住民から受けていると思うんです。いろんなお困りのことがあるんです。また、私も土木員というものを務めさせてもらいましたけれども、本当に次から次へありますね。

でも、地元のそういう事情をよく知っている方に教えてもらって、ここがだめ、あっちがだめということ、私の提案としては水たまりゼロマップみたいなものをつくって、この場所はだめというのをつくって、それを逐次悪いところから解消していく。こういう土木員さんのマンパワーをもらって解決していかないと、これは職員だけではできないと私は思うんです。

私は、この前もちょっとあれだったかもしれないけれども、土木委員会というのがあるんです。ここの中で、実は年1回会議を開かなきゃいけないという条例があるんです。以前、私が土木員だったときに1度もそんなものはなかったんです。それは今もないんじゃないかなと思っっているんですけれども、もう土木委員会というのが形骸化している。衛生委員会は年2回やらなきゃいけないとか何かってあるんです。それは地区住民のためにやらないと。まさしく、これはそういう身近な問題です。先ほど話したもつともつと、震災とは違いますけれども、生活に密着しているすごい大事なことなんですよ。

その辺、今後は地区委員さんとともに話し合っって、せつかく年1回やりますと書いてあるんです、あなた、よく見てください。これをぜひとも使っって、通学者とか交通弱者の方、ぜひともそういう方にちょっと事故があつたら、入院したらなかなかもう次寝たきりになつちゃうんですよ、そういう方は。子供さんは復帰はいいけど、でもそれは大けがをしたら大変なことです。小さいうちに大けがをしたら、一生ものになつちゃう。そういうことはきめ細かいかもしれないけれども、すごく大事なことなんです。

ということで、特に私は言っっておきますけれども、ライフラインの中の水道の制水弁、空気弁なんかの周りは結構沈下しているんですよ。それはいたし方ないんです。土を、締め方を見ると、やがては沈下するのはこれは条理なんです。そういうところをあるときには直していかなくゃいけないんです。本当ですよ、弁の上は結構氷で固まっているんです。そこら辺を、細かい話かもしれないけれども、町民のためにやってもらいたい。

時間もあと6分です。

先ほどの話は、言葉がちょっと偏見な言葉を使ったみたいで、まず1つおわびしなきゃいけない。片手落ちというのは、何か言葉的には悪いそうですから、取り消しにさせていただきたいと思います。議長、よろしくお願いします。

最後になりました、あと6分で。

私は釜石の奇跡、これを御宿の奇跡にかえてもらいたい。それは、日ごろから訓練でたゆみなく努力しているそうです。私はこういうところに逃げればいい、私はこういうところへ逃げればいいという、各自が持っているそうです。岩手とかちょっと奥のほうは、てんでんこと言うそうです。自分の命は自分で守る、これが基本だそうです。

そんな意味もありまして、今日はハードの面ばかり言ったかもしれないけれども、そういうものは我が町にはまだ足りないですよ。そういうものを整備していただいて、訓練のほうもソフトのほうも当然な話です。こっちはハードの面しか言わなかったからちょっとあれなんですけれども、それはほかの方に譲るとしまして、この釜石の奇跡は全国的に有名になりました。我が町も絶対安心だという目標を、夢かもしれませんが、でも夢というのはたゆまぬ努力をしない限り奇跡は起こりません。口をあけて寝ていても、奇跡なんてないんです。だから、常に我々も、自助のほうもたゆまぬ努力をしなければいけません。公助もたゆまぬ努力を、共助もしなければ、そういう3つが重なって初めて奇跡が起こるんだと思います。

我が町は小さい、人口も少なく高齢者が多いです。そうした中で、全国に我が町ありということは、1つでも全国にないものを目指してやっていくということが、予算では解決できない、金では解決できないことだと思います。

そういうことで、町長さん、いろんな厳しいことを私は言いましたけれども、ぜひとも町長さんが目指している災害に強い町、御宿の奇跡ということで肝に銘じて、先輩方に申しわけないですけれども、銘じているかもしれませんが、そういう将来の目標を持って進めていただければ、この大災害で亡くなった人たちが少しでも救われるんじゃないかなと思います。いつ起こるかもしれない大災害に対して、日ごろのたゆまぬ努力をしながら、1人でも多くの人の命を失わないように、ひとつよろしくお願いしますと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 以上で5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

本日は、町長の政治姿勢について、まず1点目に、大震災から3年、防災の町づくりの到達と課題について、2点目に、協働の町づくりについて、3点目に、交流事業について、4点目に、温泉町づくりについて、以上4点にわたって質問をいたします。

本日の会議の冒頭に、東日本大震災に際し、尊い命を亡くされた方々に対し黙禱をささげました。私は、今日の質問はこの問題をたずねることから入る予定でありました。実際、そのように質問事項を通告してあります。

しかし、私は昨日の質疑を聞いて、4点目の温泉町まちづくりから質問を始めたいと思います。まず、このことを重く受けとめていただきたいと思います。と存じます。

4番目の、温泉町づくりについて伺います。

昨年3月、6月、9月定例議会、一般質問、そして議案の質疑などで、私はこの温泉町づくりについてただしてまいりました。町長ご自身もその中で答弁をいただいたわけでございますし、町長ご自身も、昨日もおっしゃってございましたけれども、大変重要な事業であるという認識を示されたことは覚えておられると思います。

昨年3月、1年前であります。私はこの温泉町おこしにつきまして、国の予算ということで、実現可能な計画、当然持続的なものでなければならない、また温泉でありますので、安全性が当然クリアされなければならないということでただしました。

そして、この事業の採択がなかった場合についても伺ったわけでありまして。採択がなかった場合につきましても、この事業がなくても少ない予算の中で観光協会のほうで進めていきたいというような答弁をいただきました。

また、この3月議会に先立ちまして、2月に議会と観光協会懇談の場を持ちました。そのとき、観光協会会長の挨拶の中では、今年の宿泊事業の中で、温泉まちづくり、何としてもやっていきたいということで、ただいま国に対して補助を申請しているということで、もう一つは採択がなかった中でも、独自事業としてやっていきたいというような挨拶があったことを私は覚えております。

そして、6月議会でありますけれども、6月議会では冒頭に私は、温泉まちづくり宣言というのは何ぞやという質問をいたしました。いわゆる基本計画、または宣言でもあるわけでありまして、町としてそういうものは文書として成っておるのかということをおたずねしたわけ

であります。具体的な答弁はございませんでした。

そして、このとき初めて、これですね、今日持ってきてございますけれども、交付申請書、これ6月議会ですよ。予算の提案のときです。1,350万円の国からの大事な国税です。それを提案する予算審議に出されていなかったんですよ。

私、これ申請書はあるはずだということで質問いたしまして、その質疑の中でこの文書を提出していただきました。そういうことですよ、町長。それで、この温泉まちづくりはいつ行うのかということ、その当時聞いたことを覚えていらっしゃいますでしょうか。

それから、9月においてももっと細かい質問をさせていただきました。覚えておいででしょうか、細かくは述べませんけれども。

結局、町として温泉まちづくり、具体像が全くないわけです。議長にお計らいをいただきまして、最終的には議会改革等政策提言委員会の中で、町に対して、事業の取りまとめ方向について文書で提出をしていただいたという経過があるわけであります。

しかし、それはどうなったんですか。そしてまた、昨日、協議会にこういう書類が提案されました。これは事業の概要ということでありまして、これはただ単に、温泉を持ってきて温泉を使うとコストが幾らになるかという話ですよ。そういうことじゃないんじゃないですか、この交付金の目的というのは、何度も申し上げますけれども。

これは明確に書かれておりますよね、この交付金、昨日も一般質問で言われておりましたけれども、地域経済循環創造事業交付金に関する交付予定団体の決定と、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造するため、事業化を前提にと、前提と書いてございますよね。民間団体を応援する事業です。それに対して町がバックアップをするんだということだったんじゃないですか。

ビジョンが提起されていないのに、誰がどこに向かっていくんですか、温泉まちづくり事業、そういうことだったんですか、結果としては。町が出すんでしょう、あなたの公約でしょう、温泉まちづくり事業というのは。違うんですか。それはどうやって具体化するんですか、実現するんですか。町民にビジョンを示さなくてどこに向かおうとするんですか。だから、混乱したんじゃないですか。

実施団体は確かに協会です。協会でも私はたくさん問題があるように伺っております。しかし、目指す方向が示されなければ、みんな違う方向に走ってしまうんじゃないんですか。あなたはそれを公約としていっているんですよ、3月議会に。6月議会にも言っています。9月議会にも言っています。最終的に出したのが2月でしたっけ、これ。しかも、これはビジ

ョンじゃないですよ、これ。あなたの温泉まちづくりのビジョンというのは何なんですか、それでは。一体全体、何なんですか。町民を愚弄するにも甚だしいと思いますよ。違うんですか。答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の温泉まちづくり事業に対するビジョンということでございますが、申請書の中はかなり多く入っていると、私は考えております、中をよく見ていただいていると思いますけれども。このことによって非常に町の活性化ができるんだという表現は申請書の中に入っているんじゃないかと思います。

○3番（石井芳清君） だから言っているでしょう、御宿町の名前を何で町民に出さないんですか。私はそのことを言っているんですよ。町長の名前で出せばいいじゃないですか。これは国に対する申請書でしょう。申請書ですよ。出てないじゃありませんか。どこに出ているんですか。議会改革等政策提言で出していただいたものも、それは我々議員は持っていますよ。どこに出ているんですか。

私はこの中身でいいと思うんですよ。きちんと精査して出されて、一つ一つ納得のいく内容になっております。それから、当たり前ですけども、国の出す指針に沿ったものになっていますよ。問題点も私も共有できます。私も同じ問題点があると思います。その解決方法の一つとして国に提出したんでしょう、申請したんじゃないですか、町長の名前で、もう一度言いますけれども。

それをきちんと町としてまとめて、町民に発表すべきじゃありませんか。観光協会に示すべきじゃありませんか。それがあなたの仕事じゃないんですか。あなたは仕事をしていないじゃありませんか。これで事業が進むわけがないでしょう。違うんですか。

では、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

交付金の内容を受けて、協会はいつ事業化をしたのか、また町長は協会や会員に今何を語ったのか具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 交付金の内容を受けてからの協会は、いつ事業化したのかということでございますが、3月26日の交付金の内示を受けまして、内部で細かいところまで詰めたところで、4月17日の協会の宿泊委員会主催でございます御宿温泉まちづくり事業説明会、これからスタートしております。

○3番（石井芳清君） 事業化はいつしたんですか。文書はどうなっているんですか。

○産業観光課長（田邊義博君） 事業化と申しますと、理事会にご説明して5月の総会で事業化を決定しております。

○3番（石井芳清君） 具体的に予算はどう調製されているんですか。

○産業観光課長（田邊義博君） 協会内部での予算の調製はまだなされておられません。

○3番（石井芳清君） それは事業化したと言えるんですか、町長。おかしいじゃありませんか。そんなものを誰が信じて執行するんですか。参加するんですか。違うんですか、町長。

国民の税金を使っているんですよ、この事業は。先ほどからも震災復興がなかなか進まないという状況を伝えるのに説明もいただいてありますよね、報告もされておりますよね、私もそのとおりだと思いますよ。

それから、町税の問題だってあります。町民だって大変苦しい中から、1円、2円、税金を納めていただいているわけじゃありませんか。違うんですか、町長。何ですか、この仕事は。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 確かに、温泉のまちづくり事業につきましては、私が公約として挙げたものでございますが、町民の皆さんへの、また議会の皆さんへの報告といたしますか、この事業に関する説明が不十分であったとは思いますが、内容として採択を受けた後に、観光協会が中心主体として事業を進めるということで、観光協会の動向がどのようになるのかなど何度か協議をしてきたわけでございますが、この事業については非常に重要な事業ということでお互いに協議して進めてきたわけでございます。

ご指摘の、私のこのことに関する報告あるいは説明が不十分であったことは反省はいたしております。この事業について、御宿町にとって観光産業を振興するという事は非常に重要な事業でございますので、現時点で、昨日もご説明させていただいたような状況にございますが、でき得るならば、今後この事業を進めていきたいと考えておるところでございます。

○3番（石井芳清君） 町長、その条件はあるんですか。

もう一つ答弁いただいておりますよね。町長は協会や会員に今、何を語っているのかと私は質問いたしましたけれども、それは答弁いただきましたか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国勢調査等で就業構造が出た、まあ前回も出ておりますけれども、何度もいろいろなところで私は申し上げておりますが、御宿町はサービス産業を中心とした第3次産業が7割を超えています。

ということは、やはり観光客の誘客、集客、外からお客さんが来ていただけることは、そし

て泊まっていたかく、あるいは町なかを歩いていただく、そういうことによっていろんな産業への、商業、漁業、農業、各産業への波及効果は非常に大きなものがあると考えておるところでございます。それゆえに、昭和30年代の後半から御宿町はいわば観光立町として来た経緯があると思います。

そういう中で、この温泉のまちづくり事業を考えたときに、やはり昨日も申し上げましたけれども、でき得るならばこの事業を実施すれば、どのぐらいの効果があるかはまだ結果を見なければわかりませんが、マイナス面はないんじゃないかと私は考えております。

そのようなことを観光協会でも申し上げております。ぜひこの事業についてご理解いただくと同時に、ご協力いただきたいというようなことをお願いしてございます。

○3番（石井芳清君） この事業が進まない一番の問題は何と考えているかと、何だと思っておりますか。それから、今この時点で、大事な問題は何をクリアすべきだとあなたは理解しておりますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この問題が進まない第1の原因は何かということでございますが、観光協会、この事業に対する私の統率力のなさであるかも知れませんが、この原因は昨日もいろいろ質問等の中に出てございましたが、なかなかこれまでの経過の中では、当初の観光協会の内部で立てていただいた計画について、このまま続行すると観光協会全体の経営に非常に危惧、危機感が予想されるという中で、ある時点から、それは昨年12月の定例議会でもいろいろご質問いただきましたが、そういう中でこの事業がストップした、ストップといいますか停滞したということで、しかしながら、この事業を何らかの形で進めることが重要だということで、約2カ月、3カ月間、一応観光協会にかわりまして、前回の12月議会でもお話しいただいた中で、それなら町がひとつ提案してみたらどうかということでもいろいろ研究、検討をさせていただいたわけでございます。それで、今回提案をいたしました。

それと、昨日も申し上げましたけれども、現在、観光協会の理事会でこれを進めるために何が一番大事かということにつきましては、事業者として観光協会自体、社団法人になっておりますけれども、進めるためにはこの事業を非常に一番危機感を持って当事者として考えているのは、やはりマイナスになったらどうするんだというようなことが前回の理事会でも出ておりました。

それと、ちょっとあれですけれども、昨日も申しましたけれども、このことを私もこの事業を進めることに1つの大きな期待と希望も持っておりますけれども、ぜひ進めたいということ

で、やはりこれは定着するまでは2年間ぐらいは、事業マイナスについては特別会計でやっていただいて支援しなければいけない、支援する覚悟であるということで、今後の理事会に提案をさせていただきたいと考えております。

そういう幾つかの、2つ、3つ課題がありますけれども、その中で内容について理事会の皆さんがどう思われるかと、その結論を待って今後進めていきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 町長、これは協会の事業ですよ、1,350万円を使う交付金事業ですけども。協会が事業を決定する、変更も含めてですよ。昨日も会に対して参加、ご協力ということで要請をした、宿泊部会を含めてであろうかと思っておりますけれども、それは順序が違うんじゃないですか。

協会がこのように事業を変更した、または既存の事業を進めると、この段において、じゃ、あと何日ありますか、21日ですか。この事業は31日までですよ。この事業はたしか3月31日までよろしいんですよ。その中でできるんですか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日も少しこの問題に触れましたけれども、この事業は25年度事業ということでおっしゃるとおり3月31日なんですけど、ここに来てこういう状況になってございますので、事業を進めるという方向が決定すれば、国に変更申請を出して繰り越し措置をお願いしたいと、そのように考えております。

○3番（石井芳清君） 町長、おっしゃっているとおりだと思うんですよ。だから、私は今言ったんです。協会で機関決定をすると、繰り越しも含めて。だから、新年度になったら、今からでもいいんですけども、ぜひこの事業に参画していただきませんかということなんじゃないですか。違うんですか。

機関決定が何もされていない、3月31日までに、今やらずにちゃいけないですよ、この事業は。誰ができますか。じゃ、機関決定されているんですか、されていないでしょう。議会だつて何の議決もしていませんよ。そういう提案もされていませんよ。

あなたはおっしゃいますけれども、繰り越し、それは法的に必要ですよ。違うんですか。それは議会の議決の承認事項じゃないんですか。どこにそういうものが出ているんですか、今般の定例会に。そんなものを町民に説明して、それが説明できるんですか、町長。もう3月議会は開かれていますよね。明日は、具体的に一般会計の当初予算の提案もありますよね。冒頭から受けている感じ、実務上はあるわけですけども。

何もないじゃないですか。どこにあるんですか。あつたら見せてください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の公約といたしますか、それは確かに当然のことでございますけれども、順序として、この事業について観光協会が主体になっているんですよ、ご案内のとおりですね。

例えば、おっしゃるように、じゃ初めに議会で繰り越し措置をしようと。やはりその前に、順序として遅いんですよ、確かに今ここまで来たことは遅くなってしまっているわけなんです、形としてはきちんと観光協会で決定された中で、議会の、非常に期間が短くて、また議員の皆様方にご迷惑をかけて申し訳ないんですけども、そして国に申請して、議会で繰り越し措置をお願いして、お願いできればですよ、そういうことで私は考えています。

だから、私は、観光協会の中の事業決定がやはりされないはずじゃないかなと、そういう順序で私は考えています。

○3番（石井芳清君） だから、聞いたわけじゃありませんか、何が大切なのかと。私、9月議会でもこの問題はきちんと正していますよね、事務的にはどういう方法があるのかと。覚えていらっしゃるでしょうか。取り下げもあるということで、ちゃんと事務方から答弁いただいていますよ。

だけど、私、だからといって、そのときも申し上げましたけれども、この事業が悪いなんて私は一言も言っていませんよ。問題と解決方法については、私は先ほど言いましたけれども、共有できると言っているんですよ。あれからどれほど時間がたっているんですか。

この説明だって、本来であればもう2月でしたか、この説明いただいたのは、議会に対して。そのときに、じゃ2月半ばぐらいだったですよ、協議会のときに説明いただいたのは。そのときに、じゃこれは執行しますと執行できるんですか、そのときだって。1カ月半しかなかったじゃありませんか。それを今さら、長は遅いとは何事ですか。去年の今、同じような議論をしているんですよ、町長。重大な問題じゃありませんか。

これ、国の事業ですよ、町長。条件がなければ一定の時期できちんと対応をとるのが当たり前じゃありませんか。これは協会が議決を受けたところで、執行できるんですか。執行できるんだったらとっくの昔に私はできていると思いますよ。それほど難しい事業じゃないと思いますよ。

3月にも申し上げました。今日も冒頭に言いましたけれども、継続性、正当性を含めて当然それを含んで提案されたんでしょう。申請されたんじゃないですか。1年前には、会長も何としてもやりたいという意気込みだったと。昨日はお話を伺っても、会長はこの事業に対する

見通しを持っていないような話を伺いましたよ、発言があったじゃありませんか。どういうことなんですか。

それにもかかわらず、採択、例えば繰り越しを含めて事業変更、協会の中で議決いただいて、それが執行できるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ここまで至った経緯は、いろいろ今ご指摘いただいておりますが、それは全て私の責任であると考えております。

その次に、今おっしゃっていただきました、協会が協会サイドで事業決定して、そしてまた総務省に変更申請、また繰り越し措置をお願いして、そして本議会で皆様方に追加議案として繰り越し措置の議案をお願いして、それができればこの事業は26年度に繰り越されるということになりますので、事業はできると思います。

○3番（石井芳清君） ちょっと先に進みたいと思いますけれども、今般、当初予算の中で、温泉町づくり事業補助金というのが、事業100万円ですか、提案されておりますけれども、この要綱について再度承りたいと思います。また、書面で承りたいと思いますが。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 書面でというのは、要綱の案をとということでございますか。

○3番（石井芳清君） はい。

○産業観光課長（田邊義博君） 議長、休憩をいただければ用意させていただきます。

○議長（中村俊六郎君） では、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、一般質問を続けさせていただきます。

ただいま議場で、御宿町温泉施設整備事業補助金交付要綱というのが示されましたが、この説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

ただいまお手元にお配りさせていただきました御宿町温泉施設整備事業補助金交付要綱案でございますが、こちらの第1条の目的といたしまして、この補助金によって御宿温泉まちづくりを推進することを目的とするといたします。

時間の都合で要点だけですが、第3条に補助対象者を規定させていただいております。こちらは、御宿町税条例第149条に規定する入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告をした者を対象事業者ということでございまして、入湯税をお客様からいただいて町に申告納税する手続きをした人のみを対象といたします。

第4条で経費と補助率を定めております。こちらの3ページの、別表にまとめてございまして、鉱泉浴場における所有施設及び浴槽までの配管施設の新設または改修等の経費ということで、簡単に申し上げますと、温泉水を入れておくタンク、それとそこから浴槽までの配管施設、これの新設または改修等で、補助率は10分の10で、1件当たりの限度額は10万円としております。

第5条以下につきましては、補助金の申請の手續上のこととございますので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○3番（石井芳清君） 説明をいただきましたが、これはいわゆる温泉まちづくり事業の一環としての提案ということでしょうか。それとも、これは単なる個別案件で、新年度事業の単なる1つの事業だということなのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） こちらは、いわゆる交付金事業で行います町づくり事業だけではなく、町、住民の皆さんで行う温泉まちづくり事業に適用させるための要綱でございます。

○3番（石井芳清君） 第1条に、温泉まちづくりを推進することを目的とするとうたってございますので、これは町長の施策の一環であるということによろしいのでしょうか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 町長の温泉まちづくりの施策でございます。

○3番（石井芳清君） そうしますと、本日、冒頭からこの間の経緯について私なりにお話をさせていただいておりますけれども、町長はこの間、この温泉まちづくり事業においては、重大な決意を持って臨むということによろしいかと思っておりますよね。

そうしますと、これもその施策の一環ということで大変重要な案件だということになるのかと思うんです。私は教育民生常務委員会と総務常任委員会に属しております。逆に言いますと、産業建設常任委員会には属しておりませんので、しかるべき所管でどのように議論されたのかわからないわけでありましてけれども、これはどのように議論されて今般の提案に至ったわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） これは、4月18日付の観光協会長からの補助金要望をいただきましてから内容を検討しておりまして、実は困っていたのが、一番後ろの補助対象経費のところでございまして、ある程度、新しい温泉まちづくり事業ということで、対案を示しましたところで、必要となるものが確定しましたので、このような形にさせていただきましたが、温泉の本体のほうのやるやらないに軸足が向いてしましまして、こちらのほうの皆様方へのご説明がおろそかになってしまいました。申し訳ございませんでした。

○3番（石井芳清君） 謝られても困るんです。温泉まちづくり事業、町長の公約の1つの手段でしょう、町長。全体で31億円何がしですか、今般の当初予算。その1つの額は100万円かもわかりませんが、重要な根幹をなすということがあなたの施策、私ではないんですよ。そういうことじゃないんですか。

私もいろいろな部の責任者をやらせていただきまして、さまざまな委員会、会議に臨む機会がございますけれども、御宿町は大変たくさんの委員会で審議、協議などをしております。たしか、この間で議会から長の申し出で、そういう委員会の開催を断った経緯というのは私はないと思うんです。

急遽の会議でも、議員の皆さん、公私ともに、まあ議会ですから当然といえば当然かもわかりませんが、急遽の呼び出しにも応じていただきまして参加を、議会が開催されておりますよね、町長。

それって、協働の町づくりということ、これも町長の公約です。協働の町づくりなんかに、私も含めてそのことについては賛同が多いと思うんですよ。言行不一致じゃないんですか、町長。それとも、これはそういう重大な問題ではないということなんですか、この予算というのは、この事業というのは。脈絡がつかないんですよ、わからないんです、これ。どうということなんですか、町長。ご自身の口からもう一度説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 重大な問題であるという認識はございます。そういうことで、いろい

ろご指摘、ご批判をいただいておりますが、そのことについては真摯に受けとめさせていただきます。

○3番（石井芳清君） 最後に、温泉まちづくりについて伺いたいと思いますが、今後の事務の確認でございます。先ほども何点かご自身の口から答弁をいただいたところでございますが、今後の事務の方向性としてはどういうことがあるんでしょうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 先般の6日に観光協会の理事会があつて結論に至らなかったということで、14日に理事会が予定されております。

この理事会において、補助金交付金事業としての温泉町づくり事業をやるかやらないかははっきりいたしましたところで、やるというような判断でございますれば、議会のほうに繰り越しの手续をとることになりますが、その前に総務省へ事業内容の変更を出します。変更についてはおおむねオーケーがとれておりますので、あとは、財源を繰り越していいのか悪いのかということが、財務省のほうの手续になります。その手续を経まして、財務省も繰り越しがオーケーだということになりましたら、議会へ新年度予算への予算繰越をお願いさせていただきます。

また、理事会で、協会としてこれはやらないということになれば、またこちらも総務省へ事業の中止の申請をいたしまして、議会には、ただいま6月議会でお願いいたしました1,350万円の予算の減額をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。いずれにしても、議会の議決要件であるということで、これは確認させていただいてよろしいですね。

それと、当然ですけれども、今説明があつたとおりのフローだと思いますが、全てこれは協会及び国が確認を、後に、議会への手续、要するに議会の手续が最後になるということも、それで確認してよろしいわけですね。わかりました。

先ほども私は申し上げましたけれども、会長ご自身が、今度の温泉まちづくり、要するに町の提案については乗り気でないと思うんです。賛成ということではないようでありますね。こうした事業は本当に実行できるのかということは甚だ疑問であります。いま一度協会でしかるべき手续をとるということでございますので、それは待ちたいと思いますが、しかし、その結果について、繰り越した場合の新年度の実現性というのは、私は非常に不透明だと言わざるを得ないということを申し上げさせていただきます、次の質問に移りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほどの、町長は協会や会員に今、何を語っているのかということに関連しまして、少しつけ加えさせていただきます。

この温泉の使用につきましては、宿泊業者の皆さんが中心ということで、それはもちろんのことなんですが、温泉利用につきまして町民の皆様、一般家庭での活用も考えております。

大まかなことは観光協会に申し上げておりまして、細かい説明はしていないんですが、例えば具体的には、この貯蔵施設といいますか、一旦貯留しておきます施設の場所に、町民の皆さんが例えばポリ缶を持ってきて、温泉スタンドとよく言われますが、そういう形も考えて、御宿町は高齢化社会の中にございますので、できるだけ広くこの温泉を活用していただければ、町民の皆様にとだけ少しでも利用いただき、町民のためということで、この事業を推進する意味があるのかなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○3番（石井芳清君） 一般質問は時間が限られているんですけども、町長、言葉じゃないんですよ。具体的な計画なんですよ。だから、事業者の皆さん、宿泊業の皆さんも安心して賛同を得られない、特に会長は賛同を得られないんじゃないんですか、町長。そういうことを私は今日一貫して言っています。1年間、私はずっとそのことを言ってきました。

総務省はこういう形を出していますよね、簡単にですけども。今おっしゃられたことがきちんと計画として、例えば御宿町温泉まちづくり事業、御宿町長を入れて、こういう形で温泉を町づくり、町おこしに使いますよと、町民の福祉に寄与するように使いますよと、そのために協会はこういうふうにやりますよと、町はこういうふうにやりますよと、町民の皆さん、こういうふうにご利用ができますよということをペーパーで出すということですよ、私が言っているのは。それができないから、この事業は右往左往したんじゃないんですか。

それを、今も口頭だけの説明で終えようとするんですか。余りにも無責任じゃないですか。違うんですか、町長。それができないんですか。こうやって書けないんですか。私はそのことを言っているんですよ。この段において、もうあと20日しかないんですよ。

ちょっと、とりあえず質問を続けます。この間も、町民の言うことをたくさん承っておりますので、時間があればまた再度これに戻りたいと思います。

大震災から3年、防災の町づくりの到達と課題について伺います。

簡単なこの間の概況報告を求めます。概要ですか、トータルの状況について。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 防災町づくりの概要についてご説明します。

まず、公助の面ですが、東日本大震災を教訓に、25年3月に町で地域防災計画の修正を行い、あわせてハザードマップの修正、全戸配布をいたしました。

地域防災計画の修正時に、避難所、避難場所、一時避難場所の指定についても、浸水傾向の大きい、できるだけ高台に見直しを行っております。

先ほどもご質問ありましたが、一時避難ビルの協定を初め、さまざまな災害時の応援協定締結の取り組み、住民の皆さん、観光客、子供たちを対象の各種防災訓練も実施してまいりました。また、全国一斉瞬時警報システムの導入や、携帯電話3社のエリアメールの送信もできるよういたしました。

ハード面では、海岸部分を中心に標高看板、避難所誘導看板、また避難所には太陽光パネルつき避難所の看板、井戸の設置を今、実施しております。災害資機材の備蓄品にも配置いたしました。

共助の面では、自主防災会が独自で行う防災訓練への協力を行いました。

今後は、避難所運営に向けたリーダー講習会を、各区区役員を対象に予定しております。

行政区へ、高台への避難路の整備要望調査を実施し、29年より協働で整備してまいりたいと考えております。

自助の面では、25年防災総合対策班を設置し、御宿広報に、ピックアップ防災の中で住民の皆さんお一人お一人に、ご家族単位での災害時の避難経路の確認や、災害時を模した指針などの確認の周知を行っております。

また、今後の課題といたしましては、防災無線デジタル化に向けた取り組みがございます。これにあわせて、さまざまな形での情報の発信を検討してまいりたいと考えております。

職員の防災訓練も定期的に行っていますが、この中で仮に大災害が発生を想定しました業務の継続計画、これの策定が今後必要と認識しております。

以上でございます。

○3番（石井芳清君） 具体的にお聞きします。

避難所です。幾つか町は避難所を設定してあるかと思いますが、その整備状況、具体的にどうなっているのか、及び避難マニュアルがどうなっているのかについて伺います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 避難場所につきましては、中学校、旧岩和田小学校、布施小学校、旧御宿高校、実谷区民館となっております。一時避難場所といいますか、野球場、児童館等が入っております。避難場所については全部で7カ所でございます。

一時避難場所は、サンドスキー等を含めまして、多目的広場、浅間山、あとマンションのほう
が7棟となっております。

避難所につきましては、中学校体育館、また岩和田小学校体育館等で10校となっております。

○3番（石井芳清君） いや、ですから場所じゃなくて、今言ったところを防災基本計画に位置
付けしましたよね。それが、それぞれ役割があるわけじゃないですか。それに基づいてどの
ように整備されたのか、なければならないということで理解します。

それと、もう一つは、避難マニュアルについて答弁がなかったんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、福祉避難所が私どもの所掌事務でございますので、
私のほうから福祉避難所の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、福祉避難所は社会福祉協議会、社会福祉センターを予定してございまして、これにつ
きましては議会のほうでもお示しをしたところでございます。

今年度、基礎的な工事いわゆるトイレ関係とか排水関係、こういった整備を、バリアフリー
も含めまして進めさせていただきました。来年度におきましては、今年度一部設計関係、中の
仕様関係等につきまして今、協議を進めておりますので、来年度中にボランティアの受け入れ
等も含めまして中の仕様関係を整理いたしまして、平成27年度ごろを目安に、一部ハード事業
として中の改修事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 町の避難所運営マニュアルについては、現在策定しておりまして、
各課の最後の打ち合わせをやっております。一応案としてできております。

これについては、避難された方が自主的に運営するということを目標につくってございまして、
食料とか、あとは詳細につきますと、ペットまでの、人間はもちろんですけども、ペットを
どうするかというところまでの細かい要望、またレイアウトをつくってございまして。これに基づ
いて昨年11月に、職員の避難訓練で避難所開設訓練をやってございまして。これについては、年度
内に完成する見込みでございます。

○3番（石井芳清君） たしか、亀田病院の医師ですか、1年ぐらい前ですか、大会議室で講
演をいただきました。実際、現地に赴いた中でさまざまな苦労があって、また教訓があって、
それを話されましたし、私も参加させていただきましてけれども、大変教訓に満ちた話であり
まして、即、町としてそれを利活用して具体的な計画づくりを進めるべきではないかというふ

うに感じた次第であります。この避難マニュアルは、今月といっても先ほどの日程の中でそれは公表すると思うんですけれども、これはただ公表すると、例えばインターネットか何かに掲示して終わりにするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 避難所の運営マニュアルにつきましては、担当職員はもちろんです。各避難所に設置するとともに、各地区の自主防災組織のリーダーに配布したいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 配布するのは当然だと思うんですけれども、この中身を具体的に町民の皆さん、我々議員もそうだと思いますけれども、やっぱり血肉にさせていただくということじゃないんですか。配布すればあなたの事務は終わるかもわかりませんが、それでは救援にならないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これにつきましては当然、自主防災会のリーダーの講習会も26年度に予定しておりますので、この中でも説明してご理解をいただきたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 私、いつ災害が起こるかわからない事態であるのは共通認識だと思うんです。そういう面では、やっぱり暫定版でも公表して、随時補強をしていくと。これ、例えば公表したからといって、それは固定じゃないわけでしょう。いろんなさまざまな要因が変わりますよね、国・県の方針も変わりますよね、当然それに合わせて変えていく必要があると思うんです。皆さんの組織が変われば変わったように変えていかなければならないと、建物の改廃もある、機能の改廃もあるということじゃありませんか。

ということですので、これは大変大事な問題ですので、早く公表してみんなのものにしてください、しかもそれを充実させていくということが本当に必要だと思うんです。

次に移りたいと思います。

それでは、整備の数値目標、先ほども例えば社協の施設について担当から報告がありました。具体的に、ではその避難所と指定されたところですよ、私が今回特に言っているのは。避難所、部屋、建物に、そこに対する数値目標というのはあるのか、ないのかということをも端的に伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 福祉避難所のほうは、おおむね障害者等を中心に30名程度の

整備をしていきます。そのほかにはボランティアの申し込み、受付、配置、そういうものができるような整備を目標として考えております。

○3番（石井芳清君） 避難所は1カ所なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 実は、教育委員会が所管しておりますのは御宿中学校、それから旧岩和田小学校、B & G 体育館、布施小学校ということで、それについての整備状況等、今後の状況ですが、御宿中学校の体育館につきましては、柔剣道場とあわせまして、あと校舎ですね、あわせて避難所に指定されておまして、収容人員は852人となっております。

特に体育館及び柔剣道場につきましては避難所になることを想定し、停電時に外部の発電機とつなぎ、柔道場の電源を確保できる設計となっております。また、インターネットについても接続が可能でございまして、テレビも見られる環境となっております。トイレについても、断水時に使用しやすいタンク式として、また40トンをためることができる貯水槽も設置してありまして、この水槽からトイレや洗濯などの生活水としても使用できます。

また、今後、公共施設再生エネルギー等導入支援事業を活用して、太陽光発電機を設置するという計画をしておまして、来年度につきましては設計経費について当初予算に計上させていただいているところでございます。

ほかの施設につきましては、建築から長い年月がたっておりまして、建築当時に現在のようない技術もなかったことから、中学校体育館のような機能が整備されておりませんが、来年度照明やバスケットゴールなどの天井のつり物の調査を実施して、災害時等の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますとともに、今後、避難所として必要な機能の整備につきましては、計画的に進められるよう、防災担当課や学校と協議をしておまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 学校関係、教育関係は教育課長のほうで答弁ありましたが、旧御宿高校についても、電気、水道、トイレ等は使える状況に今年度、整備しております。

○3番（石井芳清君） 今、避難所の幾つか整備状況について伺いましたが、それから幾つか今後予定しているということも伺いましたが、それは町民に対して明示されておるのでしょうか。例えば、どこそこの避難所には水が何人分ある、毛布が何人分ある、食料が何人分あると。

先ほどの福祉避難所とかを含めて、それぞれの目的を持っているわけですよね。大規模災害が、例えば今日、この時間に起きましたと。どこにどうやって逃げていけばいいんですか。そういう情報は今、示されているんですか。私は承知していないんですけれども。

それから、今年度もたしか、予算の中でさまざまなものを追加購入していますよね。では、そういうものが、いつどこにどういうふうに納入されたのかというのは、私は議員ですけども、勉強不足ですけども、知りません。これはどうなっているんですか。

今後、私はきちんと数値目標を持って、何年度までにここまでに整備すべきだと。この部分はやはりどう見たって、一刻も早く整備をしなければならぬだろうと、そういうことも議論は必要だと思うんですよ。これは財政を見ながらだんだんやれということなんですか。それはどうなっているんですか、私は承知していないんですけども、説明をもらいたいと思うんです。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもの福祉避難所の位置付けでございますが、とりあえず身近に逃げていただくということが大事でございますので、その後、やはり障害者の方たちがその避難所では生活しづらいでございますので、そういった方たちを受け入れるという体制でございます。

それ以外につきましては特別養護老人ホーム、外房とか各施設がございますので、協定を結びまして、そちらでの受け入れ態勢については協議を進めております。

それから、避難所で受け入れた体制の以後のことにつきまして、障害者の避難状況ということで私どものほうのパソコン等で、それぞれ今250名程度、障害者関係の方たちを含め、要支援者と言われる方たちのリストアップをさせていただきまして、あとは防災のほうの担当と今後どこの避難所の、どういう形で位置付けるかということの調整が進められることとなります。

私どものほうは以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 現在、備蓄品につきましては、この役場、御宿小学校と布施小学校、御宿高校のほうに備蓄しております。備蓄品台帳で管理しておりますが、今後はホームページ等でどこにどれだけの備蓄があるか、食料と水があるかということ公表してまいりたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 避難所において、このマニュアルとともにそういう備蓄状況がどうなっているのかと大きく張り出すべきだと思うんですよ。常に住民のものにしておくと、何かあってもそこに行けば、何がある、ないか、そして例えば障害を持った方々、例えば乳飲み子を持ったお母さん方、どこに行けば一番ベストなのかというのがすぐわかるようにしておく。インターネットだって、そのときには見られない状況だって生まれるわけじゃありませんか。それが避難所じゃないんですか。避難所は、町長が宣言して初めて避難所になるんですか。や

はりきちんとそういうのは日ごろから整備をしておく、100%でなくてもいいから、きちんと公表できるものは公表しておく、変化すればちゃんと書きかえるということが危機管理じゃないんですか、きのうから一貫して言われている。違いますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今申し上げた食料、飲料水のほかに、災害時ですから備品等も当然備蓄しております。そういうのも含めて、そういうことが必要だと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 検討するんじゃなくて、即刻やってくださいよ。議会が終わらない間にできるじゃありませんか。24日まで待てというんですか。そんなに難しい問題じゃないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 早急に対応してまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） それから、あと、要支援者の方々ということで、現状240名の名簿があるということではありますが、しかし現実にはなかなかこの名簿は使いづらいという声も伺っているところでありますが、聞くところによると、4月1日より法制度も若干変更されるという話も聞いているわけでありましてけれども、ここら辺の対応について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 災害対策基本法の一部改正によりまして、避難行動要支援者について、名簿の作成について規定の改正が行われました。

今までは個人情報の関係がございまして、例えば消防団とか自主防災会と、そういったところに配布できないということになっておりましたけれども、ご本人の承諾を得てそれについては、当然保管については一応の規定がありますが、救助側の関係機関に配布できるようになりましたので、4月以降、今後それを整備して、災害に備えて各関係機関の方へお持ちいただいて活用していきたいと考えます。

○3番（石井芳清君） それは、先ほどの担当の多賀課長が説明しておりましたけれども、現在の240名の要支援者名簿というのは、即、移行できるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） データでお渡ししてございますので、すぐ公表できるかということですね。

○3番（石井芳清君） 多分、法的には違うと思うので、きちんと正確な答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、町がデータで持っている名簿については、それは公表することはできません。4月1日以降、方法が変わりますので、新たに同意を得て公表していいと、そういう承諾をもらったものについて公表できるという取り扱いになります。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。正確な対応を求められると思いますし、一方で迅速な事務を求めたいと思います。

それから、その名簿でありますけれども、ペーパーというのは、先ほど言ったとおり更新がなかなか難しいというのが実態だろうと思います。多くの自治体で、いわゆるこのような小さなタブレット等、こうしたもので現場で即リアルタイムな情報を見て、しかも住所まで出るわけですから、すぐ地図も出て、救援に行かれると、もう現場できちゃうわけですよ。

4月1日の名簿で、残念ながら、いろんな事件がありますよね、町内、はっきり申し上げて白い看板なんか出るわけでありますけれども。では、更新は次の4月1日なんですか、ということじゃありませんか。それから、新たな障害をお持ちの方もいろいろ生まれますよね、病気やけがも含めまして。そういうことをどうアップデートしていくんですか。ペーパーじゃ、4月1日だったら4月1日のままじゃありませんか。さっき言ったじゃありませんか、避難所のことを含めて。

ですから、今そういう新しい技術が非常に簡便に、しかも安価に実現できると。当然それはデータのぐあいを含めたものは、担保が当然必要ですよ。そういうことはきちんと研究して実現をしていく。時間がかかれば、それはちょっとおくれてもいいと思うんですよ。即座に対応できるシステムを構築していくということが大事だというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） データの更新等につきましては、私ども、年に1回なのでございますが、年度末に予定しております。民生委員さん等の連絡の中で、日々の、薬のところまでまいりますと、日々変わっておりますので、状態がなかなかつかみづらいというのがございます。

公表の問題につきましても、民生委員さんを通じて、今の状況ですと年1回、更新してございます。

○3番（石井芳清君） 今は現状ですので、迅速な対応がとれるような事務を求めたいと思います。

次に移ります。雪害対策に移りたいと思います。

2月8日から15日にかけて、大雪と大雨被害、この大雪については45年ぶりというような報道もされておるわけですが、それについて報告を求めます。災害状況ですね、簡単に。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 大雪に対してですが、今回、2月14日夜から15日にかけて、関東甲信越地方、東北地方で記録的な大雪になりました。

この管内では勝浦、大多喜、御宿と合わせて、そのときに3,500軒が同時に停電が発生しております。御宿町については町内全域にわたったわけですが、早いところでは7時前には停電は解消されましたが、一番遅くて実谷地区で次の日の5時ごろまで停電が続いたということでございます。

停電になってから、東電のほうで今、停電を調査している旨の防災無線を流しました。あわせて、雪による住民の皆さんの外出を控えるよう注意喚起の放送を行って、けがの防止等に努めました。

庁舎内についてもかなり雪が積もりましたので、職員で雪かき、住民の皆様の役に立てるような対策を講じました。

幸いに、夜6時ごろから雨になって、だんだん、次の日、天気の関係もありますが、道路のほうは通れるようになったということでございます。

ただし、その後、15日の午後3時26分に大雨警報が発令されて、その後、我々職員は役場に集まり、雪、雨の被害状況を調査いたしました。雪による人的被害はございませんが、重立ったもので雪の重さや雨、風について、道路の損壊等が発生しております。大雪によって道路の通行止を行っているものについては、防災無線でその都度住民の皆様にお知らせいたしました。

今回、専決等で予算をお願いしておりますが、倒木、崩落、道路の被害等では町道5路線、林道7路線でありまして、またあわせて、御宿台の町有地で倒木が4カ所発生しております。

○3番（石井芳清君） ひとつ停電に関してでありますけれども、停電については同時多発だったわけです。住民からも相当、たしか役場にクレームと申しましょうか、あったと思うんですけれども、それについての今後の対応について聞きたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 停電が町内全域にわたりまして、東電のほうで電話をかけても出ないということで、当然住民の皆さんが役所のほうに、いつになったら直るんだと、その後ど

うなっているんだという照会の電話がかなり寄せられました。

防災無線でお知らせするとしても、東電からの報告がございませんので、今停電が発生しているという状況だけの放送をいたしました。

場所が特定できるところに、私どもで東電に電話して、ここの住民の方からまだ直っていないということをお伝えしましたけれども、かなり電話をいただきました。これは御宿だけではなくて、大多喜、勝浦を含めてかなり来たということを知っております。

今後、できれば東京電力のほうに申し入れたいと思うんですが、そういう停電が長時間にわたる場合は、町のほうに東電の職員を派遣してもらって、いつ直るんだと、そういうことを自分の会社とやり合って、その情報が確かであれば、防災無線で住民の皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、町だけでは対応できないものが多々あったのが今回の現状でございます。

○3番（石井芳清君） 要するに、担当を町に配置してもらおう要望をしたいということでよろしいわけですね。了解いたしました。

次に、そういう雪害対策でありますけれども、いわゆる公用車です。この対応というか対策といいたいまいしょうか、現状の装備はどのようになっておるのでしょうか。チェーンやスノータイヤ、それから今日道路の話も出されましたけれども、融雪剤ですね、こうしたものの確保状況などについて、それと今後について伺いたいと思います。簡単に、すみません、明瞭にお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 雪の対策の、公用車のチェーン、スノータイヤということですが、町の庁用車の関係で、役場の関係では公用車49台のうち、マイクロバス2台、緊急車両2台、軽トラック1台と乗用車1台がスタッドレスということで、49台のうち6台が雪の対策をしております。これとは別に、各消防団の分団についてはチェーンの配備をしております。

今後、こういったことも異常気象の関係で起きるということを想定して、計画的に雪対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 融雪剤の配置状況でございますけれども、御宿台、高山田、西琳寺、小幡、立山地区、町道5カ所に2個ずつ配置しております。予備は5袋程度とっております。

ただし、本年は1月19日にも降雪がございまして、このときに大分、町道のこういった箇所には散布を行いました。12月中に15袋購入し、その後10袋を購入しまして、凍結注意の看板とと

もに現在も配置してございます。今後、雪の状況を見まして、この量については対応してまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 基本備蓄というのは幾つになっているんですか。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 基本が、町道5カ所にまず2個ずつ、10個ですね、10個道路に通常置いてございます。備蓄のほうを5袋ということで運用してございます。

○3番（石井芳清君） そうしますと、それがなくなったらば即購入して、基本備蓄というのが常にあるという、要するに積雪期間、雪の降る期間というのは大体決まっていますよね、一般的に、ということによろしいわけですね。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） はい。

○3番（石井芳清君） わかりました。

次に、除雪作業などでありますけれども、先ほども質疑がされましたが、いわゆる山が荒れている中、倒木など里山整備の必要があるんだというふうに私は考えるんですね。

特に、今、自然エネルギー、それから体験も含めまして、今こうした山林が再び注目が集まっているという状況でございます。いわゆる総合的な治山事業を進めていかない限りは、この抜本的な道路管理だけでは限界があるというふうに私は考えるわけでありましてけれども、それについては担当はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） おっしゃられましたとおり、昨今、気象の状況も変化しておりますまして、台風なども大型化する傾向にあるので、従前から道路に接道するのり面の所有者などには適正管理をお願いしておりますが、今後も注意喚起を含めて所有者への要請をしてまいりたいとともに、また、今おっしゃられました山を活用しての何かレジャーのようなものを考えてみたいと思います。

○3番（石井芳清君） なかなか市町村だと限界もあるのは承知しておりますけれども、総合的な治山事業を進めていただきたいというふうに思います。

45年ぶりということではありますが、防災計画の中にも積雪についての具体的な記述がないというふうに私は理解しております。今後、積雪についても、今答弁いただきましたけれども、いわゆる具体的なマニュアルづくりが必要だというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 地域防災計画の中で、風水害編に対応して、それで対応すること

に一応なっておりますが、今般、関東また山梨等の被災状況を見ますと、それではなかなか対応できないと、孤立住宅も発生しているという状況でありますので、その辺については今後研究してまいりたいというふうに思っております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、こうした積雪、特別な災害状況については、私は、町のホームページでもそうした情報を一元化する、いわゆる特設サイト、ページですね、こうしたものを設置して、町民の利便を図るべきだというふうに思うわけであります。

特に、その中では、先ほどもありましたけれども、通行止情報です。インターネット等では、国・県道については情報が提供されております。比較的新しい車のナビを持った方にはそうした情報が出まして、先ほどの質問にもありましたけれども、国・県道については積雪での通行どめ情報が、具体的にナビの画面に出てくるわけですね。

こうしたものと町の主要町道の通行止、また工事での通行規制ですね、こうしたものはやっぱり私は、今の世の中でありますから、リアルタイムにそうしたものが表示できる、そのように調整を図るべきだと、いわゆる情報を共有すべきだと考えるわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、通行止の関係でございますけれども、今回の通行止につきましては、現地のほうに三角コーン等により表示をしまして、防災無線等による広報を行いました。今後、もう少し大き目の看板で、通行止の状況がしっかりわかるような通行止の表示をしてみたいと思います。

また、今回、ホームページ上には町道の通行止の対応をしておいでませんでしたので、今後、道路情報として、ホームページ上に通行止のお知らせ等を対応していく予定でございます。また、同時に、町のツイッターからもそういった状況がわかるように対応してみたいと思います。

それから、今ナビのお話の中で、通行止の情報ということでございましたが、いわゆるビックスというような、渋滞とか通行止の情報を提示しているものだと思いますが、ビックスのほうに問い合わせをしましたところ、今の段階では地方の市町村道については未対応というお話をいただきましたが、今後の対応等につきまして情報を確認して、利用方法について検討してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

協働の町づくりについてであります。広域ごみ処理施設の説明会が先般行われました。この中で大きな課題といたしまして、生活道路であり、搬入路である県道174号線の整備と、ごみ減量化が今度の課題であるというふうに認識しております。

県道の整備につきましては、先般の説明会でも管理者から県への要望をしていることが報告されました。また、今般の定例会でも、上布施区より整備を求める請願が提出されております。

今後どのように対応していくのかということで、簡単に短くお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、広域ごみ処理施設の説明会の関係でございますけれども、2月16日に上布施、実谷、七本地区を対象に開催をいたしました。このときの参加者が38名でございました。

出された意見等につきましては、今ご指摘のありました県道の整備要望、それから堆肥化処理の有無等、指定袋の取り扱い等について意見がございました。

今後のスケジュールでございますけれども、25年度から26年度にかけては施設計画の検討と工事発注の手続を進めまして、26年度に造成工事、27年度末ごろより施設建設工事、約2カ年で平成30年からの供用開始を予定しております。

また、環境影響調査につきましては、4月に公告縦覧に供する予定と伺っております。

県道のほうにつきましては、要望が非常に強く、引き続き県道の整備に向けましても要望してまいりたいと思います。

また、ごみの減量化につきましては、現在、今年度1人当たり約1,200グラム程度、21%程度の減の傾向が出てございます。平成30年ごろの目標値につきましては、現状を検証して、新たな目標値について検討して設定してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） ごみ減量化でありますけれども、新たな目標というのは21%を上回る目標値ということで考えてよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現状では、導入後1年目ということで、リバウンドのようなことが出ないかどうかということも様子を見たいと思いますので、その数値を見て、適正な数値目標を今後設定してまいりたいと考えます。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと時間がないので、先に移りますが、環境カレンダーについてでありますけれども、

今日これを持ってきたのは、いわゆるインターネット上に公開しているものですね。9月議会で私以外の議員からも、ごみカレンダーが見にくいという指摘がされました。

これは23年度のカレンダーです。私たち、各戸に配られたのはこれの白黒版でありますけれども、これは指摘があつていわゆる改良版ということで、インターネットに掲載されているものですよね。これとこれを持っていきますと、若い方も高齢の方も昔のほうが見やすいというんですね。

これは確かに、今度の行革の中でも、これはちょっと載ってないんですけども、去年の4月に配られたのは下にたしか広告が載っています。ということで、町内の事業所による無料配布ということはあるかと思えますけれども、みんなチカチカして見えないと言うんですよ。

一番最初のは、今この中に例えば可燃とか古紙とかと書いてあるんですけども、4月のやつにはこれ書いてないんですね。上下で見づらいということなんですけれども、これは改良版で、両方持っていったんです。これはやっぱり見づらいということなんです。

そしたら、これを例えば印刷して町内にお配りするのに、どのくらいお金がかかるんですか、ちょっとお答え願えませんか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 費用につきましては、紙代といいますか、1回当たり7,000円か8,000円程度の費用になるかと思われます。

○3番（石井芳清君） そうすると、2回ですから、その倍ですよ、2万円から3万円もなくて配れるということですよ。

もう時間がないんですけども、今般の補正だけでどのくらい減額補正しているんですか、あなたの課は、1,000万円の単位じゃありませんか、たしか、まだよく見ていませんけれども。

先ほど21%と書いてあるとおっしゃったでしょう、私も承知していますよ。たしか環境課でつくったのは10%が最終目標だったんじゃないでしょうか、ごみ減量化の。町民の皆さんはそういうふうに努力をされているんですよ。

じゃ、もっとみんな町民の中に入って、じゃどんなふうにしたらいいのかねと、これがいいというのなら3万円かけて出せばいいじゃないですか、3万円のお金がないんですか。私がいいということじゃないですよ、町民の皆さんが日々使っているですよ。特に御宿町は高齢者また独居の方が多いじゃないでしょうか。若い人だって朝早く出ていく、夜遅く帰ってくる、それが実態じゃないでしょうか。若い人たちはみんな遠くまで働きに行っているんですよ。町民に優しい町づくりというのは、町長はおっしゃっていませんでしたっけね、そういうことはね。

高齢者に優しい町づくりをしたいというのが町長の思いでしょう。その思いで当選されたわけじゃないですか、町長。私も涙が出ますよ。

これで何不自由なくやってきたんですよ。これとこれ、何が違うんですか、情報の何が違うんですか。毎月出したっていいじゃありませんか。そして、今月はこんなことをお願いしたい、こんなことをやっていただいてありがとうございますと、そういう日々の語りかけということが、先ほどもほかの議員がおっしゃいましたよね、大切なんじゃないじゃありませんか。それが生きた政治というんじゃないじゃありませんか。

まあ1,350万円の公費も使うような町ですから、わからないわけじゃありませんけれどもね。簡単なことじゃありませんか。ぜひ町長、やっていただきたいと思うんですが、いかがですか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ごみカレンダーにつきまして、改善の目的で出したものが、逆に町民の皆さんにわかりにくいというご指摘でございますが、議員さんのそういったご経験と申しますか、ご活動の中でご意見をいただきましたので、検討させていただきます。

○3番（石井芳清君） つくるなら、これよりももっといいものを使ってください。お願いいたします。

次に移ります。

リサイクル補助ですけれども、これは新年度からなくす動きがあったというふうに伺っております。これも先ほどずっと申し上げておりますけれども、町民の皆さんはこれだけ努力をしているんです。さらにふやしたっていいじゃありませんか。もっとたくさんの、ごみの抑制化という中で資源化をしていただく、生ごみにしたってもっといろんな方法があります。どこができるかは別にして、新しいエネルギーの方法だってあります。それから、懸案の草木、それからモクと言われていますけれども、いわゆる海岸の生ごみですよ、こうした処理、たくさんの課題があるじゃないですか。町だけで解決できるんですか、できないじゃありませんか。

そうしたものも含めて、協力をいただくという中で、今般1,000万円を超える減額が起きたわけでしょう。事務については問題がありますけれども、結果、自治体は町民の皆さんの努力ですよ。それをどう評価するかというのが、町行政の大切な役割じゃありませんか。これちょっと、これでとめておきますけれども、きちんとその辺は理解をして対応とっていただきたいと思えます。

それから、資料の保管等については、今後に移りたいと思えます。

最後に、交流事業についてでありますけれども、2月の広報にも細かく報道されておりましたけれども、1点、町民からも出ておりますけれども、こうした事業、じゃどれほどお金がかかっているのかということなんですよ、町民の皆さんは。大変華々しく報道されておりますよね、歓迎レセプション、それから学校での交流。

これにかかった経費について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 先だつてのバルカサル市長ご来町の時ですが、歓迎レセプションにつきましては、ご参加の皆様にご負担をいただきました。また、通訳は在京メキシコ大使館のお取り計らいにより、無料でお願いができました。また、宿泊については千葉工業大学の御宿研修所を安価でご提供いただくなどで、記念品の姉妹都市協定書のレプリカの作成費を含めた3泊4日の総額で35万8,408円でした。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 学校では、中学校、御宿小学校、布施小学校に来校していただいたところですが、小学校のほうで給食等を食べていただいて交流をしましたが、経費については特にかかっておりません。

○3番（石井芳清君） そういうことですね。もう時間がなくなりましたので、細かい質問は避けますが、今後の野沢温泉村の交流も含めまして、民間を主体として、やはり身の丈に合った持続できる事業、そうしたものを私は基本にすべきだと思います。

特に、今回の市長を招いた事業、これはやはりそうしたご協力いただいた方々の感謝も含めまして、そのことをきちんと広報するべきじゃありませんか、してありますか。私はしていなかったように思うんですね。事業が幾らだったと、これこれこういう方のこういう賛同、ご協力をいただいて、この事業をなし遂げられましたと、感謝申し上げますというんですか、そちらからの提言といたら。

その感謝の気持ちが大事なんじゃないですか、町長、いかがですか、この辺はどうしていますか。それとも、これは大変なお金がかかっているわけですか。そうじゃないでしょう。そういう方々に対する、町として公式の場で表明すべきだと思うんですね、例えば広報で。本当ならば、2月の中でそういうのを一言載せるべきだったと私は思うんです、私が見落としたのかもわかりませんが。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘、ごもっともでございますので、関係機関には、お世話になった皆様方にはそのような意思を申し述べておりますが、町民の皆様には広報していこうと思っております。よろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） 以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時15分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、3月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の河崎修政氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。この固定資産評価審査委員会というのはどのような仕事を目的としておるのか、定員は何名おるのか。

それから、標準的にはどの程度、年間、会議が開催されるのか、直近の議案としてはどのようなものだったのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） それではお答え申し上げます。

固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格について、市町村長から独立した第三者機関として、中立的な立場で価格の審査、決定をするための委員会でございます。

地方税法の中で設置が定められておりまして、具体的には、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合になされる審査の申し出について、この申し出を審査決定するために市町村に設置する委員会であります。

委員の定数は、地方税法第423条第2項で3名以上とし、条例で定めることとされており、御宿町税条例第78条に3名と規定されております。

年間の会議の回数ですが、審査の申し出がない場合は年間1回となっております。直近では昨年4月に会議を行いました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この固定資産評価審査委員会委員であります。先ほど課長から仕事の内容について説明を受けたわけですが、この委員というのは特別な資格は必要なのであるのでしょうか。この選任にあたってどういうことを理由にされたのかも含めまして、説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） この委員につきましては、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市町村長が選任することとされております。

今回の選任事由につきましては、住民であること、それと納税義務があることとございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

専決第1号につきましては、平成25年度御宿町一般会計補正予算第6号でございます。

本補正予算につきましては、平成26年2月14日から15日にかけての大雪及び大雨並びに強風に伴い発生した災害の復旧事業費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ590万円を追加し、補正後の予算総額を31億9,081万円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算ですが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の590万円ですが、平成24年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算でございますが、10款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費の90万円ですが、町道0105号線を初め町道4路線について、倒木または土砂の流入等により交通不良が生じたため、早急に復旧する必要があることから、所要額を追加したものでございます。

3項その他公共施設災害復旧費、1目町有財産災害復旧費の500万円ですが、御宿台の町有地4カ所について、所有地の樹木が民地に倒れるなど被害を与えていたため、早急に復旧する必要があることから、所要額を追加したものでございます。

以上、歳出予算といたしまして590万円を追加しております。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 専決処分ということではありますが、1点お伺いをしたいのは、御宿台についてであります。

民家の近くで倒木があったということではありますが、先般はその説明資料も拝見させていただいたところでありますけれども、これはたしか民有地、住民の皆さんが使っている土地、購入した土地の際まで緑地があるというようなことで、なかなか公的に管理がしづらいということがこの間あったわけでありましてけれども、その周辺のいわゆる土手と申しましうか傾斜の部分については、枝の伐採等、この間何度かやってきたというふうに私は理解しているわけでありましてけれども、今般の雪害との関連はどのようになっているのかについて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 今回の災害につきましては、建物そのものに対する被害というのは幸いに発生をいたしませんでした。ただし、民地にありますフェンスについて1カ所、倒壊をさせたという被害が発生しておるような状況でございます。

今回の被害に関しましては、これまで樹木の伐採等も行っていました、そちらの箇所も実際にはございます。ただ、今回の大雪と大雨、強風という、ちょっと記録的な状況でございましたので、今回につきましてはかなり大きな樹木が倒壊をしておるというような状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 確かに木が生えているところは御宿台の中では、いわゆる公的には緑地ということで管理上はよろしいかと思えます。それから、主なところは私は、緑地のようなものの所有者は御宿町、ですからこういう予算措置ということなんだろうと思えますけれども、そうしますと、先ほど私一般質問でも申し上げましたけれども、これからいわゆる里山の適正な管理が必要ではないかということをお願いいたします。

この持ち主は町でありますので、町がやはりそうしたものをきちんと方針として町民に管理方法として示すということは必要なことであろうというふうに理解するわけでありましてけれども、抜本的なそういう対策、それから環境の保全、緑地としての保全も当然でありますけれども、その辺のところの整合性を含めまして、この問題はこれからどう対応されていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 宅地裏ののり面については、現在、管理通路がなく、機械作業ができないような箇所も実際には存在しております。これまでも、過去の状況ですとか経緯などを踏まえまして、また西武プロパティーズさんとも協議をさせていただきながら、手法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そういう森林の管理ということ、直接的なことはあるんですよ。そうすると、森林そのものの管理というのはただ生やしておく、緑地だからそういうことになるのかもわかりませんが、それでよろしいわけですか。

あなたがおっしゃるのは、簡単に言いますと住宅地との境界のことですよ。私は、全体の町有地の緑地の管理そのものについては、自然のまま、そのまま管理をします。治山とかそういうことは全くないと、治山というのは山野もあるから入るのかもわかりませんが、どういうふうな位置づけになるんですか。一般の町民の皆さんが管理している山林とは違うわけですか、同じわけですかということなんですが。

（発言する者なし）

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 大事な問題ですね。今結論が出なければ、その辺はちゃんと協議をしてというか、勉強といいたいでしょうか、上部機関もありますので、どのように適正な管理が必要なのか、必要でないかも含めて、今後対応をとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番。

これは御宿台の2カ所とお聞きしましたけれども、実は1カ所、私の知り合いの住宅のすぐそばなんです。住宅には被害はなかったんですけども、大きな木が2本倒れておりまして、その隣にまだ2本、杉の木でこのぐらい大きな木があったり、雑木で同じぐらいの、それが倒れたために、よく見ると、その杉の木、またその雑木も今度はそれが倒れたときには家にもろにかぶさってくる状況のところなんです。

ですから、仮に今、倒木を伐採して処理したとしても、残った部分において、非常に倒れやすい状況があるんじゃないかなと、私は素人なりに見た目ですよ、ですからその辺の処置について、現場を見て感じたか、あるいはそういう危険性があるんだったら、今ついでにそういっ

た木を切ってしまうか何かという方法を、感じたか感じないか。また、もしそうであれば、新たにやるとか何か、この災害では間に合わなければということがあるんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 現地をお教えいただきまして、確認をさせていただいて、対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

今、貝塚議員とちょっと似通っていることなんですけれども、要は伐採する基準というか、誰が選択してそれを切るか。今言った話もそうなんですけれども、町民にとって直接的に倒木によって影響するんですから、やっぱり町民の方に声をかけてもらいたいというのが一番あるんです。

それは、実は直接的にもうこの先倒れそうな木がある、実際倒れたものは当然誰が見ても倒木処理していただきたいんですけれども、明らかに次回すぐ倒れそうだというものは、その現場でないとわからないというか、実際私も聞いています。後から個人的なことを言うてはここではあれですから、そういうことは、いや直接、議員が町のほうに要望したらどうなのかということには言っていましたので、今後そういうものは積極的にやってもらいたいのが1点。

もう1点は、ああいう場所はよく手入れしているんですか、あるところはきれいに斜面上を切っているところは、今回、倒木していないんですよ、御宿台、そういうところがあるんですけども。だから、事前策として、そういうらしきところは今後あり得るということで、家屋に影響しない形で、影響するような木だったらもう処理していったほうが被害が出ないんじゃないかなと私は思います。

その辺は、あなた先ほど西武プロパティーズと言ったですけども、自治会が関与していますので、むしろこれは西武プロパティーズよりも自治会のほうに話してもらったほうがよろしいのかなと、そう思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 対応させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これは災害ということで専決ということで、ほかの予算は一般会計に回したということで了解しておりますけれども、1点あるのは、停電が起きましたよね。そ

れと、その後も電線が絡んでいた、なかなか処理できなかった、東電も忙しいという中で、2地区、西林寺と勝浦へ抜ける七本、実谷地区のあれを、東電とNTTも関係するんでしょうけれども、協議して、あの地区だけは地下埋設ということの協議をしておかないと、今後あそこを全部更地にするわけにいかないでしょうから、その辺のことを総務課長、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 地下埋設について、例えば東電も駅前とかそういうことできたことがあります。ただ、市街地を抜いて郊外でやるか、やらないかというのは、考えもありましようけれども、一応考え方について問い合わせてみたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第3号 御宿町企業誘致及び雇用促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

田邊産業観光課長より議案の説明を求めます。

田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 議案第3号 御宿町企業誘致及び雇用促進に関する条例の制定について、ご説明いたします。

条例制定の背景といたしまして、千葉県が行っておりますアクアラインの通行料金値下げの

社会実験や圏央道の延伸により、夷隅地域への企業立地の可能性が高まってまいりました。

つきましては、企業進出のための優遇措置を講じ、企業立地を推進し、町の産業振興と住民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、条例制定をお願いするものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、目的を規定しております。先ほど申しましたとおり、優遇措置により企業誘致を推進し、地域経済の振興を図ることを目的としております。

第2条は、対象事業者を定めるものでございます。対象は4ページの別表に掲げております製造業、学術・開発研究機関、宿泊業、運輸業、情報サービス業で、次の要件の全てに該当するものを対象事業者といたします。

1号として、直接事業の用に供する土地、家屋、償却資産の取得価格の合計が1億円以上であること。中小企業では1,000万円以上であること。

2号として、新規雇用者が5人以上であること。中小企業と宿泊業では2人以上であること。

3号といたしまして、公害防止措置が講じられていること。

この3要件を満たすものを対象としております。

第2項は、暴力団員や暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者や、これらの者、もしくは暴力団と密接な関係を有する者は対象としない旨の規定です。

第3条は、対象事業者の特例を定めたもので、第2条第1項第1号、2号の特例でございます。具体的には、投下固定資産の額が1億円、中小企業においては1,000万円未満の事業であっても、新規常用雇用が5人以上であるときは対象事業者とする旨の規定でございます。

第4条は、奨励等の措置としての優遇制度を規定しております。

1号として立地奨励金、2号として雇用促進奨励金、3号として便宜の供与を定めております。

第3条の規定に基づく特例事業者には、立地奨励金の適用はありません。また、便宜供与は、土地の取得や関係者の紹介など立地企業の立場に立って相談を受けたり、連絡調整を図ることを想定しています。

第5条から第7条は、各優遇制度の交付基準でございます。

第5条は、立地奨励金の基準で、当該事業者には賦課される固定資産税相当額を限度に、5年間奨励金を交付する旨を定めております。

第2項は、5年間の起算日の規定です。

第3項は、本町の公租公課に滞納がある場合、交付を行わない旨、規定しております。

第6条は、雇用促進奨励金の基準で、新規に御宿町の住民を1年以上雇用した場合、1,000万円を限度に、雇用人1人につき10万円を1回に限り交付する旨の規定でございます。

第2項は、交付日と、1回限りの交付を規定しております。

第3項は、立地奨励金と同様、公租公課の滞納者の取り扱いの規定です。

第7条は、先ほど申し上げましたとおり、用地取得のあっせんなど、事業者に対して便宜供与ができる旨の規定です。

第8条、第9条は、交付申請の関係で、対象事業者は申請の義務を負い、町は審査により諸条件に合致する場合は交付対象として指定を行い、申請者に通知する旨、申請事項に変更が生じた場合の町長への届け出を義務づけております。

第10条は、奨励金の返還などを定めるもので、欠格を初め、事業の休廃止、不正な手段により交付を受けた奨励金の一部または全部を返還させる旨の規定です。

第11条は、対象事業者に合併、譲渡、相続などで変更が生じた場合、事業を承継する者に引き続き奨励金の交付などを行うことができる旨を規定するものです。

第12条は、本事業を適正に運用するための調査権を担保するものです。

第13条は、本条例の運用に関しての重要事項の調査審議を行うための機関として、審査会を設置する旨の規定でございます。対象事業者の指定の決定、取り消し及び本条例の運用に関することをご協議いただきたいと考えております。

第14条は、規則への委任規定です。

なお、施行期日は、公布の日とさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この条例の施行は公布の日からとするということですが、一般的には議決を受けてから何日以内ということなのかなというふうに理解をしておりますが、そうしますと、今3月議会でございますので、当然こうした施策内容が新年度予算に反映してくるということであろうと思いますが、それはどのようになっているのかについて説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 第5条第2項でございますが、こちらに起算日を規定しておりまして、事業を開始した日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年間ということござ

ざいますので、今、条例が施行されまして、例えば3月25日ごろに誰か設立したということになりまして、翌年の4月1日から起算して5年ということになりますので、27年4月からの施行になりますので、新年度予算への計上はございません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） この条例内容については、産建と総務で話してきたわけですが、私はこの企業誘致、雇用促進に関する条例の制定については、どうも近隣の市町村が同じような条例を既に条例としてやっているわけですが、この条例の成果が上がっていないということをお聞きしております。

今、私は、差し迫って近隣と同じ趣旨の条例を、ややハードルを下げた内容ではありますが、この条例を急いでつくらなければならない理由があるのか。

今マスコミ報道によると、アベノミクス効果で円安で輸出産業が相当黒字を出している。でも、その企業は国内に企業を拡張するとか何かは、やっぱり競争力が日本では足りないということで、これからも東南アジアに企業誘致するということを新聞報道、マスコミ報道でそう言っているわけです。にもかかわらず、近隣の市町村と同じ条例で、果たしてこの条例が生きた条例としてなるのかと考えたときに、私は効果が薄く、単なる絵に描いた餅のような条例になるんじゃないかと危惧しております。

私は、この条例をつくるにあたって、町の育成、定住化とか若者雇用を担っている条例だと、重要な条例だと私は感じております。したがって、この条例を今まだつくらなくても、せっかくこれだけつくろうという意思になってきて、各界各層というんですか、特に若者の意見を聞いて、またさらにはこの分野の専門家もいらっしゃるわけですよ。こういう専門家と意見を聞かせて、私は御宿町にふさわしい実効性のある条例をつくってほしいなど。また、それが1年、2年かかってもいいと思うんです。今までにいろいろ定住化対策、いろんな形でやっていますけれども、それに沿った形での企業誘致という形で、この町が考えていくのがベストだと思っています。

土地もそうあるわけじゃないです。町有地といっても、それはかなうかどうか分からないですが、この町独特の企業というのはどうしても個人個人が、1人でも企業家になれますので、そういう育成を中心にしていったほうがこの町にふさわしく、子育てもできるいろいろなボランティアにも参加していただけるし、大きな会社はどうしてもここには来ないと私は見えていますので、委員会なり協議会なりつくって、真剣になってそういう意欲のある方を集めて、

この条例を本当にふさわしいものをつくっていくべきだと私は考えております。これでは余りにもおもしろくない条例ですよ。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 企業誘致に関しまして、本町では現在、優遇措置を持っておりません。おっしゃるとおり、近隣にはこのような条例がございます。他市町村と同じレベルの競争条件を整えさせていただきたいということと、このような市町村の条例がございますと、県の企業誘致の優遇制度も利用できる場合がございます。

また、おっしゃるとおり、私どもの町には工業団地等ございませんので、そんな大規模な製造業などは来ないと、おっしゃるとおりでございます。

ただ、中小企業のほうのハードルを、議員の皆さんのご意見をいただきまして、大分下げさせていただきました。日本の中小企業は約430万社あると言われていまして、企業数の99.7%だそうです。雇用の7割を占めておりますが、一般的に大企業に比べて組織の点ですとか財政基盤が脆弱だと言われております。また、こういう中小企業が活躍できるフィールドを御宿にしっかりと確保していただいて、町の経済の発展と雇用、定住化の促進にも寄与ができればよろしいかなということで条例制定をお願いしていますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） あなたの言っていることもわかります。

しかし、中小企業にあつて1,000万円以上の固定資産を投下するというのは、実質的に何千万円投下するかわかりますか。1企業がやるときに、これは資本額が、固定資産が1,000万円といたら評価なんていうのは例えば2,000万円ぐらいのものを持っていないと、1,000万円の評価をしないでしょう。2,000万円投下したから2,000万円評価してくれるなんてことはないわけですよ。初期の段階から、2,000万円のお金を持っている人はいますか。

大体、それは子会社か何かが、大手の会社が御宿町に企業をつくるという状態では1,000万円も2,000万円も金出しますよ。ところが、それはやっぱり企業分離してもいい話ですから、それはできますよ。

だけど、これが新規の、本当にやろうという人間がその金を出してやれるところはないと私は思います。あるんだつたらあるという形でいいんでしょうけれども、だからもっと考えて、今回つくらなくてもいいじゃないですか。今までさんざんつくらなかったんで、御宿町は、公

営企業はだめだとかいろいろ言っているわけですよ。大体、御宿町にこれをつくる、こういう条例内容でつくっても来ないと私は思いますよ。来る来ないということでは、ちょっと私もそんな議論になっちゃって、そんなのはだめなんですけれどもね。

まあ1,000万円だって、企業は本当にかなり大変なんですよ。今、みんなで海外シフトしている。それを今、御宿町につくれといったって無理なんです。それはやがては、仮につくったとしてもほとんど来ないんじゃないですか。これはできたら、今ここで公言しておきたいと思いますよ、私は、と思っています。

私は、今、御宿町にふさわしいという言葉だけを単なる枕詞で言ったかもしれませんが、空き家を使う。空き家がどんどん余っているから空き家を使う。それで、町有財産があるんですから、現実に六軒町もそうやっているって、私は極端なことを言いますよ。もう若者が来てくれるというのなら、その町有地を住宅用地としてただであげるよと、住んでくださいよと、今の町有地であれば固定資産税は入り入らないんですよ。だから、少なくともその減免措置、今すぐできるということであれば、固定資産税を10年間まけます、10年間というのはその土地をあげますよというぐらいの、その町有地の有効活用をすればお金は1銭もかからない、まあこの条例もかからないんでしょうけれども、そういう魅力を持ってこの町に来てくれる方は多分そのほうがいるんじゃないかなと。そうすると、いろいろな問題、空き家対策もできる、町有地だって本来はそこで住んでくれれば消費もある、いいことだらけだと思うんですけども、そういう発想に今度は変えていかないと、この町は盛んにならないんじゃないかなという危惧をしております。私はそういう意見です。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 投下固定資産の1,000万円のお話でございますが、一般的に土地を取得して何らかの建物を建てますと、1,000万円以上の評価になってしまいますので、なかなか手を出さないというのは、賃貸等の方は別といたしまして、実際こちらにいらっしゃって起業しようとする方には決して高いハードルではないと認識しております。

また、公共施設などを企業にお貸しするというお話でございますが、その点も可能性がないではないと思いますが、別に検討する機関がございますので、そちらのほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そういう形でいいのなら、一線の並びでつくるべき条例ではないと思

っているんですよ。さんざん、いすみ市も何もやって、前からずっとやっていて、来た企業は幾社もないんですよ。大多喜町だってこの条例を、あそこは過疎化という形で言われている中で、大分早くからこの条例をつくっているんです。それで、いつか増田製作所にも行ったと思うんですけども、企業が来てくれた。

御宿町はああいう企業は、ある面では必要としなかったのかもしれませんがね、騒音がある程度ありますから。でも、そういう森の中に囲まれた工場を誘致してきたんです。それは、御宿町は観光産業で生きようという宣言をしていましたので、水産加工だってやめていったし、そういういろんな、環境美化も含めた観光産業を伸ばそうということがあったわけですけども、でもこれだけ冷えていて、アベノミクスが都内では、輸出産業はいいといっても、景気が上向いたなんてことは全然この辺では実感は持てません。

なおかつ、こんなものをつくるというのは賛成できかねて、私は、地元にある資源を極力生かして、そういう誰もが来たいと思うような条例づくりをして、そこでいろいろ産業を生んでいってもらえるようなほうが実態に合うんじゃないかという思いがありまして、盛んにそれを言っているわけですけども、これ以上私も言ってもいたし方ないですから、これで一応私の思いという意味で言わせていただきました。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） すぐ来るかどうかということは別といたしまして、私どもは、これを制定させていただければ、あらゆる機会に宣伝をして、来ていただけるように努力をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第4号 御宿町教育振興基金条例の制定についてを議題といたします。

渡辺教育課長より議案の説明を求めます。

渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは、議案第4号 御宿町教育振興基金条例の制定についての説明をいたします。

この条例案は、教育の振興や将来を担う子供たちの人材育成のための財源を蓄えるため、基金条例を制定するものです。

財源につきましては、旧御宿高校の活用に伴う平成25年度の歳入を活用してまいりたいと考えております。

基金を充てる事業といたしましては、現在、新たな奨学金制度を検討しておりますが、教育民生委員会で説明させていただいた際には、活用しやすく夢のある制度をとのご意見をいただいておりますので、そういったことを踏まえた中で、教育委員会や議会の皆様のご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、条例案の内容について第1条から説明いたします。

第1条は、条例の設置目的について規定したものでございます。

第2条は、基金の積み立てる額について、予算に定める額とするものでございます。

第3条は、基金管理について、確実かつ有利な方法で管理する旨の事務規定を設けたものでございます。

第4条は、基金の運用益に関することで、運用益は一旦一般会計に計上し、基金に編入することとしております。

第5条は、基金の処分に関することで、基金目的を達成するための必要経費に充当する場合に限り、処分ができることとしております。

第6条は、規則等への委任について規定したものでございます。

附則につきましては、条例施行日を公布の日からと規定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

現在、55歳を超える職員につきましては、標準の勤務成績で2号給昇給いたしますが、平成24年8月に人事院勧告の中で、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止する改正をいたしました。

これを受けまして、県の人事委員会も平成24年10月に、国に準じまして、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないことになりましたが、当該職員の平均給与が低下傾向にあることや、平成24年度は職員の給与が民間給与を下回っていること、千葉県の上給制度の運用が国とは異なっていること等に鑑みまして、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても

1号給の昇給ができることといたしました。

その後、国は実施いたしました。が、県では平成25年12月に条例改正を行いまして、26年4月からの施行になっております。

御宿町といたしましても、今回、議会に上程し、26年4月1日から施行したいと考えております。

内容につきましては、千葉県人事委員会に準じまして、55歳を超える職員は、当分の間は標準の勤務成績であっても1号給の昇給ができるよう、条例改正をお願いするものでございます。

なお、対象の職員は26年度では8名の職員となります。また、その影響額は8名、合計で15万7,000円と見込んでおります。

また、12月議会におきまして、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定した際に、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正して、給料表に任期付職員の給料表をつけ加えさせていただきました。そのときの任期付職員の給料表は、千葉県人事委員勧告前の金額でございましたが、県に確認いたしましたところ、任期付職員の若い世代の職員についても勧告の影響を受けることとなるため、今回、県に準じまして改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） では、10分間休憩します。

(午後 3時00分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時15分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第6号 御宿町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺教育課長より議案の説明を求めます。

渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは、議案第6号 御宿町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案につきましては、昨年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、これを条例で定めることとされました。

また、委嘱基準を条例で定める際には、文部科学省令で定める基準を参酌することとされていることから、文部科学省で定められた基準にのっとりまして、御宿町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、文部科学省で定めました参酌する委嘱基準は、これまで社会教育法で示されていた社会教育委員の委嘱基準と同じ基準となっていることから、条例案につきましてもこれまでの法で示されていた基準と同じ基準となっております。

それでは、改正内容について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

まず、条例名の改正ですが、これまで社会教育法で定められていた基準を条例により定めることとするため、条例名を御宿町社会教育委員の定数等に関する条例から、御宿町社会教育委員の委嘱の基準に関する条例と改めるものです。

第1条は、条例の趣旨についてですが、根拠法令及び条例に定める事項を規定するものです。

第2条は、第1条において、御宿町社会教育委員を本条例では委員とすることと規定したため、御宿町社会教育を削るとともに、字句を改めるものです。

第3条は、委嘱基準でございますが、委嘱の基準は文部科学省を参酌するとされておりますので、文部科学省令での基準、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家族、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することとしておりますので、所要の委嘱基準を第3条に新たに規定するものです。

また、第3条を設けたことにより、第4条以降の条をそれぞれ1条ずつ繰り下げております。

第6条は、引用条例の制定年と条例項を加えるものでございます。

附則といたしまして、平成26年4月1日から施行するといたしました。

以上で、御宿町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

本条例案になりますが、地域の自主性を高めるという中での、法律から条例ということでの字句の変更だと、一部改正だというご説明であったかというふうに思っておりますが、今、国においては教育委員会のあり方についての議論がされているというふうに思うわけでありまして、もともと教育というのは政治からの独立ということが言われておるわけでありまして、確かに地域の实情に合わせる、また運用については多分従前どおりであるというご説明であろうかと思っておりますが、教育が政治からの独立というのをどう担保していくのかということとは、教育としては大事な課題であろうというふうに思うわけでありまして、これについての所感を求めたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 教育の政治からの独立ということですが、地方教育行政につきましては、戦後65年間にわたりましてさまざまな制度改正を経ながら、政治的な中立性、また継続性、安定性の確保、それから地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤としてまいりました。

しかし、教育行政に関しましては、権限と責任の所在が不明確であることなどの問題点が指摘されており、各方面でさまざまな議論や問題点が提起されてきたところです。

また、いじめ事案等への対応を巡っては、これまでの問題に加え、特に児童生徒の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事態が起こった際の、学校、教育委員会、また首長、さらには国の対応のあり方についてさまざまな指摘がされてきております。

このような課題について、国の教育再生実行会議にて議論がされ、教育委員会改革について中央教育審議会や与党間で検討がされてきているところです。

現在、この協議も最終段階に入っているようで、報道等では改革案について、これまで教育委員会が任命していた教育長や教育委員長について、教育長と教育委員長を兼務する新たなポストを設け、その任免については首長が行うものとすることや、首長が主催し、教育行政の方向性を教育委員会と協議する会議を地方自治体へ義務づけるなどの案が検討され、本国会に改正案が提出される見込みであると報じられております。

これまで、首長から独立した行政委員会として中立的な立場で教育行政を行っている教育委員会について首長の権限が広がることとなりますが、政治的な中立性の確保や継続性、安定性、地域住民の意向の反映など、これまでの教育委員会の趣旨を尊重した中で議論されているものと理解、認識しております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第7号 御宿町行政改革大綱の策定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 議案第7号 御宿町行政改革大綱の策定について、ご説明申し上げます。

現在実施しております第6次町行政改革大綱は、目標年次が平成23年度から平成25年度までの3カ年で、本年3月をもって終了いたします。

平成26年度から始まります第7次町行政改革大綱につきましては、配付資料3のとおり、各課課長補佐、班長クラスで構成いたしました幹事会や、各課長による本部会議で協議し、第6次の行革大綱の検証のもとに、第7次行革大綱及び実施計画の素案を策定し、資料の4にございます町行政改革推進住民懇談会からのご意見やパブリックコメントの実施を経まして、案として策定いたしました。

なお、素案につきましては議員の皆様にもお配りし、これに対しますご意見を事前に求めたところがございます。

それでは、第7次町行政改革大綱案の概要についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、第7次町行政改革大綱策定の概要につきましてご説明いたします。

策定にあたりですが、第6次行革大綱の検証結果をもとに、「笑顔と夢が膨らむまち」を目標とした町総合計画の実現に向けて策定するもので、総合計画が示す町の人口推計や行政課題を踏まえ、行政サービスの維持・向上を図るため、引き続き職員の資質向上や健全財政により協働による町づくりを進めていくことなど、行政改革に取り組んでいくものとしております。

大綱の基本方針でございますが、基本的には第6次行政改革大綱の方針を継承するとともに、少子高齢化の進展や東日本大震災を教訓とした防災対策の強化を踏まえた上で、「協働と連携によるまちづくりの推進」、「効率的な行政運営の展開と職員の人材育成」、「健全財政運営の推進」の3つの体系に分けて進めていくことといたしました。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、大綱の実施期間と進行管理でございますが、今まで大綱及び実施計画の目標年次は3カ年でございましたが、今回の計画期間は、総合計画前期アクションプランとあわせて行革に取り組んでいくため、平成26年度から29年度までの4年間といたしまして、進行管理につきましては、実施計画をもとに1年ごとに進行状況を検証し、毎年、行政改革推進住民懇談会にご報告し、ご意見をいただくこととなっております。

次に、第6次行革大綱の検証でございますが、第6次行革大綱で推進した施策の概要につきましては、それぞれ成果と課題について記述をいたしました。詳細につきましては資料の2の第6次行政改革大綱実施計画検証に取りまとめてございます。

説明については省略させていただきますが、実施計画の進捗状況に対する評価の達成状況をAからDまでの4段階で評価し、実績や効果額があらわせるものにつきましては表記いたしましたが、住民懇談会からは今後この評価方法についてよりわかりやすく、また判断しやすいように、第7次から工夫していくようにというご意見をいただいております。第7次の検証からは、他の自治体の事例等を参考に改善してまいりたいと考えております。

第7次行政改革大綱の3ページにお戻りいただきまして、第7次行革大綱の施策の概要については、体系ごとに5ページまでお示ししており、これに基づきます実施計画が資料1となっております。

「協働と連携によるまちづくりの推進」につきましては、実施計画の1ページから2ページの20項目、「効率的な行政運営の展開と職員の人材育成」は、3ページの5項目、「健全財政運営の推進」につきましては、4ページ、5ページの13項目、合計38項目について推進いたしていくこととしております。

なお、行政改革推進住民懇談会の6名の委員さんからは、大綱、実施計画に対するご意見、提言が55件ございました。これについては、議会事務局のほうに事前に貸していただいております。

このご意見に対し、幹事会、法務会で再度検討協議し、必要なものについては修正、追加等を実施し、再度住民懇談会で説明いたしまして了承いただいたものが、本日お配りした大綱となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この第7次御宿町行政改革大綱であります。昨12月議会で私は指摘をいたしました。なぜこの策定がおくれたかということですね。これは町長も陳謝いたしまして、早急に策定を行うということであったかと思ひます。

これは策定ということで、議決案件ということで出てきたわけでありすけれども、例えば議決が終われば非常に簡単な話でありますけれども、きのう、今日とさまざまな行政課題、また執行状況について議員から質疑があつて、一般質問、ありましたよね。

そうした諸問題が全てクリアされて、行政サービスが滞りなく進んでいくのかということについては、この中にどのように表現されているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 住民懇談会でもいろいろ、55項目にわたるご意見がございました。

総合計画で示した、また前期アクションプランで示したものは町の上位の計画でございまして、全てのものが入っている、それに基づいて行政を進めていくということでございます。

ですから、その意見の中でも総合計画でお答えすることと、今回つくった行革の中で3つのことを進めていくということでお示ししてありますが、それ以外のご意見も、ここに重なる部分があるんですが、産業の振興とか個別のことについてはこの中ではなかなか進めない、含まれないという認識を事務方で説明しております。

石井議員のご質問で、これをやれば全てが、これに重なる部分がありますけれども、個別個別のものについては、この中で、これができれば全て済むということではありませんが、職員の資質とか健全財政も含まれていますので、重なる部分があつて、これをやっぱりやっついていかないと総合計画もうまくいかないという認識でおります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ここに書かれてあることは、1つは、まあ全てとは言いませんけれども、ほぼもったもな話だというふうに思うんです。

しかし、これは第6次でもほとんど同じことが書かれていたかと思うんですよ。この中に新しいことが何かあるんですか。ほとんどないように思うんですね。

例えば、「協働と連携によるまちづくりの推進」ということが、3ページの施策の第1項で述べてございます。住民との協働と連携による町づくりを進めるためには、住民・地域団体・事業者等に対し、施策の方向性についての的確な情報提供を行い、理解を共有することが重要です。そのため、町政についてさらにわかりやすく伝えながら、多くの住民等が行政へ参画できるように努めますと、このようにうたわれております。ごもったもな話です。

例えば、今日、私が一般質問で行いました温泉町づくり事業は、これにあたらなんでしょうか。

それから、これは町民との協働、連携ということでもありますけれども、そもそも庁内でそれが実現できているのかと、手には持ってこなかったんですけれども、1つのいい例がお知らせ板でございます。これは月2回ですか、その時々々の制度とか告知だとか公募を含めて、非常に私は適切なタイムリーな情報の提供の仕方だというふうに思うわけでありまして。

ところが、じゃこの庁内でそれがどうなっているかということでもありますけれども、私の知

るところによりますと、各課ごとにその記事を提案する、最終的には課長が判をつけて、企画課がこれをまとめるんですか、企画課で1つにまとめて、表の場合もありますし、表裏になる場合もありますけれども、そうしてでき上がったものが役場の職員の中にどう共有されているかと、このことじゃないですか。

聞くとところによりますと、成果物については各戸に配りますから、それはそれとしておいても、ホームページに掲示するだけだと。皆さん、毎日大変お忙しく働いていらっしゃいますよ。いつそれを見るんですか。違うんですか。

議会には、事務局とかに行ったりしていただいています、いつも事務局室のテーブルのところに差し込んでいただいています、我々が行くとすぐいつでも目に見えるようになっている。ああ、どんな事業が今やられているのかな、福祉ではこんな事業をやっているのか、教育ではこんな事業をやっているんだと、産業ではこんな事業をやっていると、こういう募集が県から町に対してされていると、そういう情報がこの役場の中でどうやって共有されているんですか。答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ホームページの話、庁舎内での回覧ということで……。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、ホームページ、お知らせ版の例で石井議員がご質問されたと思うんですが、それを含めて各課各課、連携はどうやっているかというご質問でしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） お知らせ版を最終的に発行しますよね。その紙が各課にきちんと、最低でも1枚ずつ行っているんですか。どこに掲示しているんですか。各課ごとに掲示しているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 申し訳ありません、お知らせ版については、出き次第各課で1枚持って、各課の職員が確認してあります。

ただ、各課の窓口に置いてあるかというのと、それは企画財政課のほうの窓口に置いておいて、石井議員の言うように違う窓口にきたお客様が見られるという状況にはなっておりません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それも含めてですけれども、私は今、職員の中の、役場の中でどういうふうな情報が共有されるかということなんです。その1つの例としてお知らせ版、あれは

私はいい内容だと言っているでしょう。それをやっぱりきちんと各課、新しいものをきちんと張り出しておいて、常に職員全体の共有にすべきじゃありませんか。

よくいろんな事業をやって、関連事業で、例えば教育委員会、公民館でさまざまな事業をやっていただきます。何度も申しますけれども、例えば魚の開き教室なんて私もちょっと見させていただきましたけれども、大変好評でした。またやってほしいと。

それは、確かに社会教育の面ではあるわけですがけれども、もう一つ、これは重要な産業でもあるわけですね。そうしたものが、じゃ本来の所管であるそういう産業関係の職員にきちんと情報が伝わっているかといったら、どうも余りよく伝わっていない。これは1つの例ですよ。それはさまざまあります。

そうしたことも踏まえて、日々の情報共有、これ重要度、プライオリティーというか段階はあるでしょうけれども、そうしたものを職員の中でどう共有していくのか。課長会議でそういうものを話されるんですか。そうじゃないでしょうね、やっぱり懸案の課題ぐらいじゃないですか、私はわかりませんが、どんなことが話されているか。事務調整ぐらいですか。でも、事務調整といってもさまざまな課にわたる仕事、今たくさんあるわけでありまして。じゃ、それを自分たちができなくて、だから協働が進まないんじゃないですか。真の協働というふうには呼べないんじゃないですか。

ここに書いてありますよ。だから、このことについて私は反対を言っているわけじゃないんですよ。その内容は実務としてあるかどうかという問題なんです。ないものがどうして協働も協調も共有もできるんですか。そういうことじゃないんですか。

それから、次に移りたいと思います。

ちょっと具体的な問題でありますけれども、主要項目の中で、資料1、実施計画の4ページでありますけれども、この中に徴税対策ですね、いわゆる自主財源の確保ということで、徴税事務について述べておるわけでありまして、これは町民の皆さんの生活が大変な状況にある中で、残念ながらなかなか減らない、逆にふえている状況があるのは承知しているわけでありまして、これについて多額になっている場合なんですけれども、そういうのは、そのほかも含めて、要するに税が滞納になっているんですが、その前に生活が厳しいということで、さまざまな状況があると思うんですよ。

ですから、そういう面では基本として住民の生活設計、ここまでやはり参酌しないといけませんと思うんですよ。大体、多重債務ですよ、そういう方々は。じゃ、それはどうやってきちんと解決するのかと、多重債務の方が解決できなくて、税の解決までいかないんじゃないで

すか。

それは町としてできること、できないこと、限界もある、これは承知をしております。ただ、そういうことを抜きに、水道料金だけ、国保税だけ、住民税だけと、それからごみだとかいろいろ今ありますよね、そういう料金だけということにはならないんですか。それは全体的に解決しなければ、税の根本的な解決、それは確かに景気の問題もありますけれども、ないということだと思っんですね。

ですから、そういう総合的な対策を進めながら納得をしていただいて、税を払っていただく。大体、大多数の町民の方は普通じゃないと思いますよ、私は。払いたくても払えない状況があるわけじゃありませんか。じゃ、それをどう解決していくのかということも示すということが私は必要だと思っんですけれども、その辺についての考え方を賜りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、先ほど、ちょっとさかのぼりますけれども、情報の共有というお話がございましたけれども、役場の中で合議制をとっております、関係課のほうには文書を提出して状況を説明しているつもりでございますが、議員ご指摘のように、それが甘いということでございます。その辺はまた、今後注意してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

それから、非常に経済状況が厳しい、かつ高齢化で年金生活の方が多という中で、特別会計の、国保におきましては年に1回、居所不明等の調査をしております。また、短期の保険証の資格証明書、こちらが本年度状況で33世帯、それから居所不明につきましては16名の方がいらっしゃるわけでございますが、調査の中で支払い方法等、現状をいろいろ伺いまして、一気にお支払いできない場合には少しずつでも、生活の範囲の中でお願いをするような相談業務を実施しております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 納税者の件ですけれども、納税相談にあたりましては、相手の状況をよく聞きまして丁寧に対応しております。

財産調査を行ったりする場合がありますが、支払能力が乏しい方に対しましては、分割納付により柔軟な対応に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 役場の中の連絡体制ということで、先ほどご質問いただいています。

今は各課で何をやるか、その日程調整を含めて2週間に1回、課長会議を行っています。課長が出られない場合は、次席の者を出して調整をしております。例えば、この月にイベントがあるから、自分の課ではどうのこうのという話をした中で、日程調整をしております。

ただ、ご指摘をいただくように、じゃ職員全体に浸透しているかということでご意見いただいていますので、その辺については充分それが伝わるように心がけていきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

最後に、第7次行革大綱、いわゆる平成26年度予算以降の話なんですけれども、その執行です、これは12月議会を出していると思いますが、この段階でどのような意見がこれについて出されたのか。全体的な執行です。どういう意見が出されたのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） この段階の意見で55項目、6名の委員さんからございました。

先ほど言ったように、町職員で検証しているわけですから、その検証がおおむね甘い、効果についても指数を考えて今後やっていくというふうに改善していただきたいという意見とか、高齢化が進んで少子化になっている、産業も衰退している、これをどうするのかというご意見もいろいろありました。子供から高齢者のところまでいろいろあるのと、あと住民から見て職員がもう少しおもてなし、また挨拶等も改善するようというご意見もいただいております。

あと、そのほかに行政を進めていく上で、町長のおつきの専任スタッフとかそういったことで行政を前に進めていってはどうかというようなご意見もいただいております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

たしか組織フローの中にも、副町長ということがあるということをお先般指摘させていただきました。これについては、町長、どうされるんですか。そうした問題、今般のことを受けまして。今後の行政運営、町政執行について答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、総務課長が申し上げたとおりですけれども、会議の中では、そのご意見をいただいたときに、私はすばらしい人材がいらっしゃれば、ぜひご推薦いただき、ご検討させていただきたい、そのようなお答えはさせていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

さまざまな事務について、遅滞が起きているというのは事実だろうと思うんですね、温泉まちづくり事業がいい例でありますけれども。

ただ、それが起きているということは、それだけじゃないんですよ。さまざまな事案に同様なことが起きている。だって、町長の一番の公約の大事な事業だったわけでしょう。ですから、細々としたそうした総合調整、また執行。町長、そうしたものがきちんと制度的に置けるとなっているわけありますから、そうしたものをきちんと活用して、住民サービスをきちんと行おうと。制度、それからこういう議案の調製、会議の持ち方、必ず成果を持てるようなそういう会の設定の仕方。

それから、もう一つ言わせていただきますが、事務については皆さんパソコンを使っているんじゃないですか。ほとんど1日中、席に着いているときはパソコンで作業されていると思うんです。このパソコンの作業を1時間でも2時間でも短縮したら、物すごい改革になると思いますよ。今、技術的にはそれが可能なんです。わずかですよ、そういう専門のソフトを買うにしても。

そうしたこともきちんと皆さんの中で調整協議していただきながら、本当に住民の中に行っただけで仕事をするといいことですよ。あのカレンダーがいい例じゃありませんか。

そしたら、我々がこう言っている、議員、町民がこうやって言っていますよと、そういう話はないじゃありませんか。それでこそ、本当に建設的な意見、町民の皆さんの本当の願いが実現をする、そういう役場になっていくんじゃないですか。そういう町づくりを目指すためにこの行革大綱があるんじゃないですか。これは職員の規程ですよ。総合計画はそうじゃありません。住民に対する公約です。これは職員の皆さんの仕事の規程です。それをつかさどっているわけです。それがこの行革大綱なんですよ。

そういう思いでこの計画をつくり、そしてまたそれが本当に具体的な中身のある形にしているということが、私は求められていると思うんです。

ちょっと最後に答弁をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町の総合計画とあわせまして、第7次行政改革大綱、非常に重要な施策であります。

冒頭に記してございます3つの大きな課題がございますが、いろいろと貴重なご指摘をいた

できました。これから課長会議を中心に、この大綱を実施するにあたりまして、しっかりと協議をし、執行していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

私、昨日、時間がなくて一般質問で聞きそびれてしまったんですけども、議長の計らいで総務課長からお話を聞きまして、それで今日のあれもあるからと思いましたが、この行政運営の展開と職員の人材育成ということで1つ、私は優秀な人材を集めて職員採用をさせていると、これは100%そう思っています。

しかしながら、こうして職員の人材育成だなんといつて、大っぴらにこうやって出して、何かうちの職員は余り有能じゃないんだよというようなことを、何か恥だなというふうに、私が思うにはだよ。じゃなくて、ちゃんと採用するときに、立派なこの方に職員になってもらえば、町のために、町の住民のために一生懸命働いてくれるんだと、この人に頼もうといつて採用されておると思っています。

そういう中で、今、石井議員も指摘しましたけれども、どうもしっくりしない、どうも違うなという感じを受ける。だから、こういうことで指導していかなきゃいけない、そうだと思います。若い人は、大学を出てすぐ社会に入るわけですから、未熟なところもあるでしょう。また、配属された課においては得手、不得手とあるでしょう。

しかしながら、先ほど石井議員が指摘したとおり、町が町民に対して発した情報を、職員全員がそれを共有していなきゃいけない、認識していなきゃいけないという中で、1つ提案したいのは、どうか2週間に一遍でもいい、課長が自分の課の全職員を集めて、職員会議をしてほしい。5時まで仕事をやれば、30分は仕事をやめて、そして課長がいろんなことをそこで職員同士で話し合う、そういうあれをもって、そうすると評価していますよね。そういうところで差別のない、それぞれの持っているその人の能力も引き出せるし、そしたら適材適所のところに、評価に進言もできると思うんです、課長が。

ですから、ぜひ、仕事をするばかりが能じゃないと思いますから、せめて2週間に一遍ぐらいは1時間ぐらい各課が自由にいろんな話をして、それぞれの持っている能力をお互いに認め合ったり、また助け合ったり、そういう形で自分たちに与えられた仕事のグレードを上げていく。そうすると、町民にしたって、町の職員は本当に優秀な人たちばかりで、私たちは助かりますよと、そういう声が聞こえてくると思うんですよ。

ですから、ここにはないけれども、私はそういう時間を設けて、ぜひそういう形で補いつつ、もっとレベルの高いところに位置づけてほしいなど。それだけの能力があって採用されたんだと思いますから、その能力を高めるということは、これは町長を始め各課長さんたちの1つの職務じゃないかなと、後輩を育てる、人を育てるという意味では必要じゃないかなというふうには私は思うんですけども、これについて、町長、どうですか。ちょっと、もし、私の考えが間違っていればおっしゃってくれていいんですけどもね。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1カ月に1回の職員会議で、私がいろいろとお話をしたり、また何かあればご意見を言ってくださいと全職員に対して申し上げていることと、各課ミーティングはそれぞれ1週間に1回、2週間に1回実施いたしております。

そういう中で、今、貴重なご指摘をいただきましたので、そのことも念頭に入れまして今後対応していきたい。よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑……。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 大綱の実施計画の中に項目がいろいろあるんですが、先ほどから指摘があるようにそつなくまとめられていますが、第6次とどこが違うんだという指摘もありましたが、絵に描いた餅にならないように、幾つか確認させていただきたいと思います。

先ほど、土井議員も企業誘致条例のところでも強く指摘がありましたが、これが御宿にとって今すぐ必要なことなのか、これでいいのかという熱い指摘がありましたが、定住化のところでも少しチェックが欲しいかなというところを昨年度から感じておりまして、定住化促進のパンフレット製作や企画ツアーをまた引き続き実施するということになってはいますが、近隣でも全国でも行われているような、少しばかりおいしい条件をぶら下げた定住化促進なんというのはもう通用しないと思っています。

この御宿がどういった方向に向けて、真剣に向かっているのか、産業やそこに住む人たちがどういうふうな意思を持って行われているのか、生きているのか、そしてエネルギー問題も含めて真剣に取り組む姿勢等に共鳴をした人たちがほかよりも少し高い税金を払ってでも住んでくれるような、そういう意思を持った定住化促進を進めてほしいということを一一般質問の中でも述べたことがあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 今お話しいただきましたように、各市町でさまざまな転入の

奨励ですとか、それから中古住宅、新築住宅についての補助金等、そういったものがあるというのは私どものほう承知はしております。

こうした中で、来年度からの取り組みの中で、一旦今のこうした取り組みにつきましても、1つの制度、1つの課の中では当然に取り組みにはとどまらず、例えば住宅の取得や子育て支援、福祉施策、それから今お話がありました企業立地による雇用の促進、居住生活の体験など、全庁的なさまざまな施策の取り組みからなるものと考えております。

今後の取り組みにつきましても、各課で全庁的な中での横断的な組織を立ち上げまして、今それぞれが持っている施策についてを、定住化の視点から1つにまとめ上げて、それを定住化の視点という形でわかりやすいように一旦は発信をまずやっていきたいというふうに考えております。

それから、その全庁的な組織の中で、今後の定住化、移住の推進の考え方ですとか、それから施策の促進に向けた施策の内容等について、具体的に今後協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

ぜひ、これから取り組むことというのは、御宿オリジナルだという部分を常に強調しながら、思うところを高く持って前に進んでいってほしいなと強く思っています。よろしく願います。

あと1つ、千葉県を初め、広域的な組織などと一緒に取り組んで効果を出していくという項目がありますが、昨年度も行われましたライフセービング大会の、ウィークリーとして3大会、御宿で初めて3つ一気に大会をやったという中で、小中学生との体験交流もあって、大変大きな成果と感動を残しました。

そういうこともそうなのですが、ライフセービング協会が大きな大会をやるから、そこからプレスリリースがかかっているから御宿町は広報活動をしなくていいじゃなくて、御宿は御宿として御宿を売り込むことを常に、足を運んででも、県やメディアにタイアップしていく、この姿勢がすごく大事で、その姿勢と積み重ねによって信頼関係が生まれて、御宿さんどうなのという声がかかってくるようになってくることも経験上、多々あります。

待っていてはなかなかメディアも取り上げてくれないし、言ってくれなきゃわからないよということはずごく多くて、教育的な大事なイベントや取り組みをやっていても、直接個別に連

絡してブンヤさんに来てもらわないと、新聞屋も知らない、新聞屋というか新聞記者も知らないというようなことを何回も経験しています。

この辺の連携についてはもう少し真剣に取り組んでほしいと強く思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ライフセービング大会につきまして、テーマとしてはまた事業内容として非常に御宿町に寄与するといえますか、活性化に役立つ事業であると思います。

そういう中で、現状は、町は町として日本ライフセービング協会また千葉県等に働きかけはいたしております。そういう中でライフセービング協会も御宿町の姿勢を評価していただいていると私は認識しておりますが、ご指摘ございました大野議員との認識の幾分かの違いはあると思いますが、ご指摘をいただきましてさらに一層の努力をしていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私は2点ちょっと指摘したいと思っております。

1点目は、この実施計画資料1のナンバー2、地域と一体となった河川浄化啓発など、地域ぐるみの河川浄化対策を推進しますということを述べています。

ところが、アクションプランでは、昨年度は台所の三角コーナーに設けた浄化装置、それを個別全て配って、ところが次年度以降は、一切そういう啓発なんというのはいないわけですよ。

私は、啓発そのものが昨年だけで終わって、次年度はやらないかどうかが1つと、あの啓発の仕方が、先ほどと同じように、温泉町づくりと同じように、これは我々職員が一体になって、いわゆる合併浄化槽でない世帯に対して、御宿町はこういう状態ですから、こういった海をきれいにしていろいろ産業を豊かにしたいという思いを、ただ配るじゃなくて直接行って頭を下げ、よろしく願います、こういう姿勢が本当は必要だと思う。

ただ配ればいいのかということで、御宿台についても配ってくれました。御宿台は、極端に言いますと、公共下水道をやっているんですよ。それは確かにあれは多少なり負荷がかからなくて、費用はかからないと思えますけれども、やはり金を効果的に使うためには、合併浄化槽でない世帯に直接的にお願いしに行く、こういうきめの細かい行政運営をぜひともしてもらいたいなど。

これは、25年度だけでやって、ただここに今度はこの第7次行政改革大綱、26年度からやる

やつですね。一切アクションプランに載っていないんですよ。それが1点です。

次に、3ページの漁港利用施設減少を緩和し、御宿漁港のプレジャーボート利用に向けた指定管理制度導入について関係者と協議します。ようやく、そこはその前、誰が委員になればいいとか何かという話がようやく来ました。私も2年間ここにいまして、ああ、毎年毎年これは書いてあるけれども、実際には最後にちょっと来て終わりなのかなと、実に私は寂しいです。いつどうこう言うのもいいんですけども、農業、漁業がここで衰退したら、御宿の魅力は一つ落ちるんですよ。それを、このプレジャーボートとか何かを導入したいということを行っているので、どんどん関係者と詰めて、毎回毎回こんなものを書かないでもらいたいと思うんですよ。

これも同じように、漁業者とじかに話して、どういうよい方向性を話し合ってみつけていくということをして全然やっていないんですよ。それを、また上げてきましたから、今回こそやってもらわないと困りますよということをお願いしたいです。

その2点について、何かコメントがあるんだったら言ってください。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 御宿漁港の利用につきましては、このたび協議会を立ち上げようということで、今、人選をお願いしているところでございまして、定まり次第、早速、協議に入る予定でございます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 河川の水質浄化につきましては、26年度は具体的な啓発の予算は組んでございませんが、合併浄化槽、単独浄化槽、あわせて管理の啓発等、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

13日は午前9時30分から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時10分)